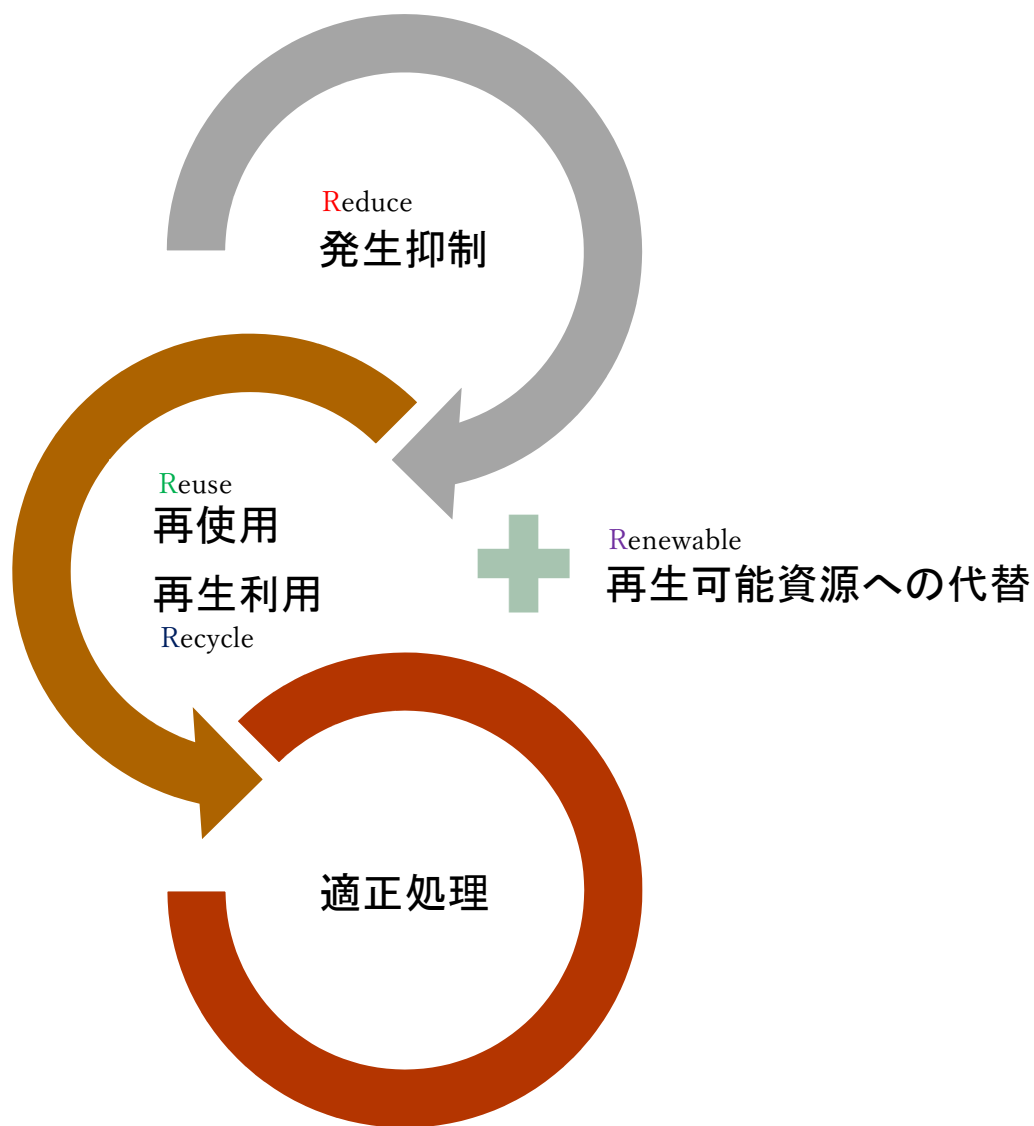


第4次 山梨県廃棄物総合計画



令和3年3月

山 梨 県



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
5 国の動向	3
6 県の動向	4
第2章 廃棄物処理の現状と課題	6
1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題	6
(1)現状	6
(2)課題	10
1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題	11
(1)現状	11
(2)課題	11
2 産業廃棄物の現状と課題	12
(1)現状	12
(2)課題	18
3 廃棄物不法投棄の現状と課題	19
(1)現状	19
(2)課題	20
4 社会情勢の変化への対応	21
第3章 計画の基本方針	22
1 基本方針の考え方	22
2 計画の推進に当たり特に留意する事項	23
第4章 計画の目標	24
1 一般廃棄物	24
(1)排出量と処理状況の将来推計	24
(2)一般廃棄物に係る数値目標	25
(3)目標を達成するために取り組むことが必要と想定される施策	27
2 産業廃棄物	29
(1)排出量と処理状況の将来推計	29
(2)産業廃棄物に係る数値目標	31
第5章 各主体の役割と主な取り組み事項	34
1 県民の役割と主な取り組み事項	34
(1)役割	34
(2)取り組み事項	35

2 事業者の役割と主な取り組み事項	36
(1)役割	36
(2)取り組み事項	36
3 市町村の役割と主な取り組み事項	39
(1)役割	39
(2)取り組み事項	39
4 県の役割	41
役割	41
第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み	42
1 施策の方向	42
2 施策の推進【一般廃棄物】	42
(1)発生抑制の推進	42
(2)循環的利用の推進	43
(3)適正処理の推進	43
(4)災害廃棄物対策	43
3 施策の推進【産業廃棄物】	44
(1)発生抑制の推進	44
(2)循環的利用の推進	44
(3)適正処理の推進	44
4 施策の推進【不法投棄対策】	45
(1)不法投棄防止対策の推進	45
(2)不法投棄事案への対応	45
第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策	46
1 一般廃棄物	48
2 産業廃棄物	58
3 不法投棄対策	65
第8章 計画の推進	69
1 各主体との連携	69
2 情報の収集と公表	69
3 計画の評価と進行管理	69
資料編	
1-1 一般廃棄物(ごみ)	70
1-2 一般廃棄物(し尿)	79
2 産業廃棄物	81
3 Society5.0について	89

第1章 計画の基本的事項

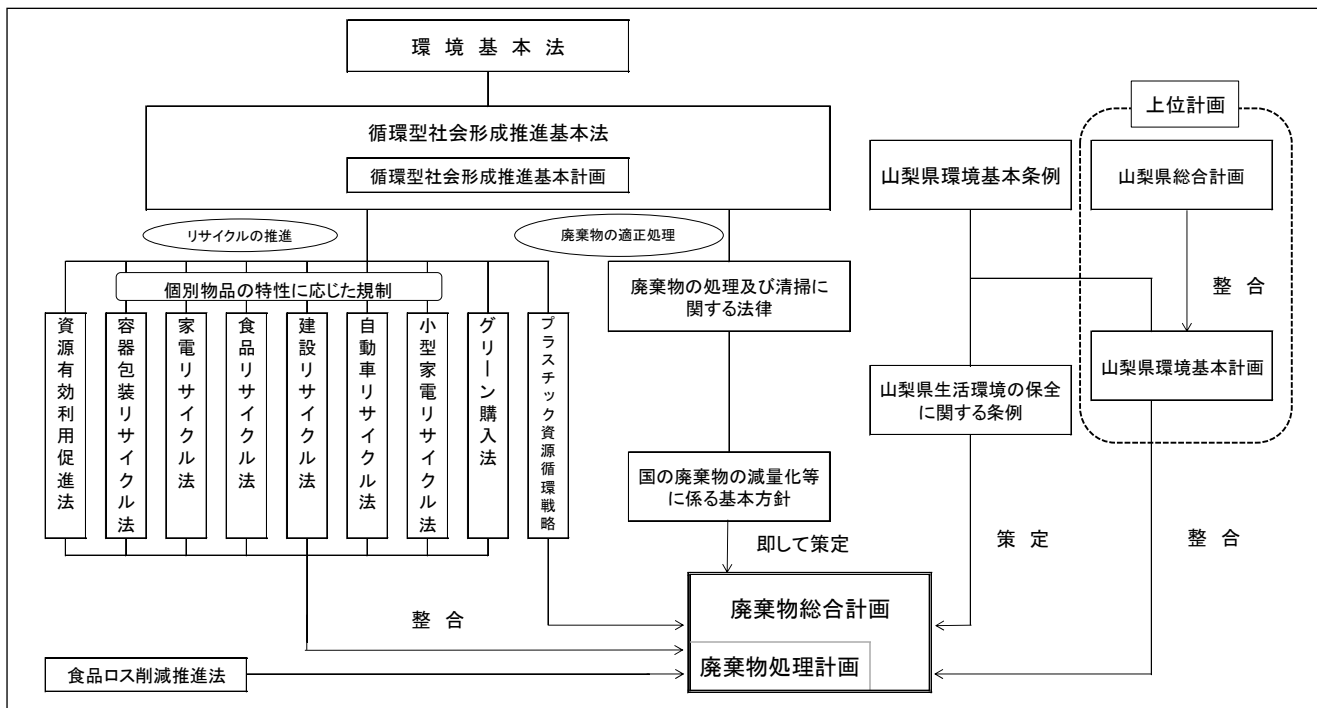
1 趣旨

県では平成 17 年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年 2 月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成 23 年 8 月に「第 2 次山梨県廃棄物総合計画」、平成 28 年 3 月に「第 3 次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

本計画は、2040 年までに本県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を図るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物処理法第 5 条の 2 に定める「国の基本方針」に即して、同法第 5 条の 5 の規定に基づき定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第 61 条に基づく計画となります。



3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合、これらに対応するため必要に応じて見直しを行うものとします。

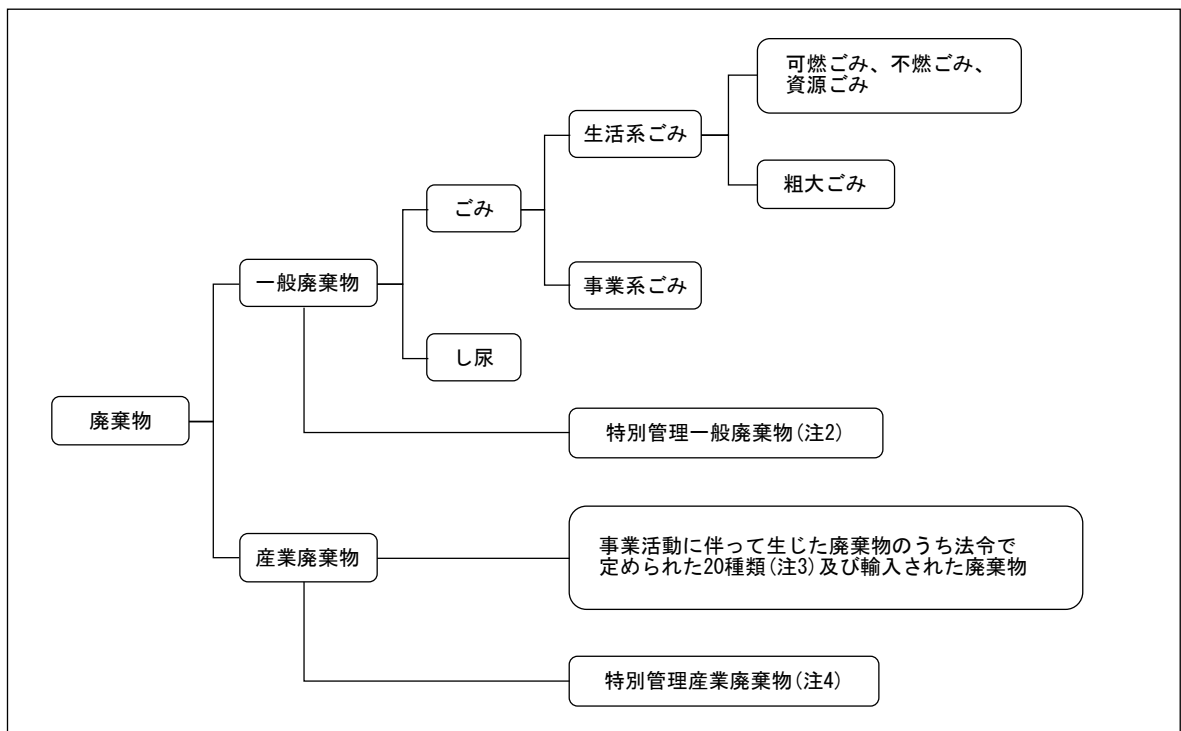
4 計画の対象

この計画の対象は、山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等とし、具体的には次に掲げるものをいいます。

(1) 廃棄物

廃棄物処理法第2条第1項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(注1)



(注1) 一度使用された物品：空き缶、古新聞等の使用済み製品

使用されずに収集若しくは廃棄された物品：廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの
人の活動に伴い副次的に得られた物品：工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん茶など

(注2) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物

(注3) 「【あらゆる事業活動に伴うもの】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん」「【特定の事業活動に伴うもの】紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体」「これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの」

(注4) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

5 国の動向

(循環型社会の形成)

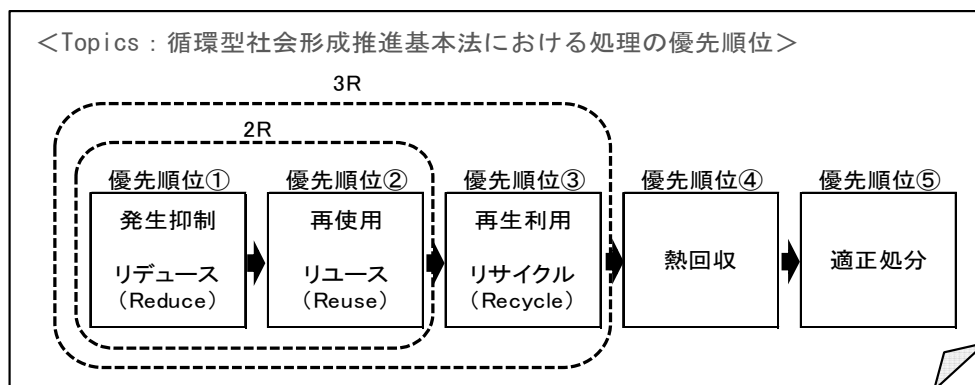
- ・平成12年に循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」という。)が制定され20年が経過し、その間各種法体系の整備や3Rの推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- ・このような中、平成30年6月、循環基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、7つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

(発生抑制とリサイクルの推進)

- ・食品ロスの削減に関しては、令和元年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、令和2年3月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。
- ・リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年5月、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年12月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、令和2年7月から全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理)

- ・廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成29年6月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。
- ・なお、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成28年1月に示されており、令和2年3月には環境省から2025年度(令和7年度)の参考となる数値目標が示されています。



6 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- ・ 県では、市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年、20 年に続き、平成 30 年に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化を促進してきました。
- ・ 甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町にごみ処理施設(甲府・峡東クリーンセンター)を整備し、平成 29 年 4 月から稼働しています。
- ・ 峡北・中巨摩・峡南の 5 市 6 町は、令和 2 年 2 月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備を進めており、富士北麓・東部の 12 市町村は、令和 2 年 10 月にごみ処理施設の候補地を決定し、事業主体となる一部事務組合の設立に向けて準備を進めています。
- ・ また、ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場(かいのくにエコパーク)を整備し、平成 30 年 12 月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 一般廃棄物に関しては、「やまなしくールチョイス県民運動(エコライフ県民運動: H22～R1.6)」や市町村・環境保全団体等の取り組みを支援する「ごみ減量化リサイクル推進事業(環境保全重点課題対策事業費補助金)」、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- ・ レジ袋の削減を推進するため、平成 19 年に設立した山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会では、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋無料配布の中止等を盛り込んだ協定を締結し、これまでに 28 事業者 1 組合 314 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められました。(令和 2 年 7 月からレジ袋有料化が法制化されたことから、令和 2 年 6 月末に協議会は解散し、協定も廃止となりました。)
- ・ また、流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制に係る基本方針等を示した「プラスチックごみ等発生抑制計画」を令和 2 年 3 月に策定し、発生抑制対策に関する施策に取り組んでいます。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 産業廃棄物に関しては、排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するに当たり個別指定を行うなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・ また、産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成 29 年 3 月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れた取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃 3R 促進事業」や、地域貢献や環

境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など各種施策を実施しています。

- ・ 更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂を逐次行っており、本県ではその改訂を踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(県計画)」の見直しを行い、最近では令和2年2月に改訂しました。
- ・ また、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分期限が令和4年3月末に迫るなど、今後、各種PCB廃棄物の処分期限が順次到来することから、処分期限までに処分を完了しない者に対して改善命令等を行うなど、全てのPCB廃棄物等の期間内処理に向け取り組むこととしています。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・ 不法投棄防止対策に関しては、市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、36県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会(産廃スクラム36)の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・ また、県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約900人が協力員として登録されています。更に事業者団体等との情報提供協定を拡充するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

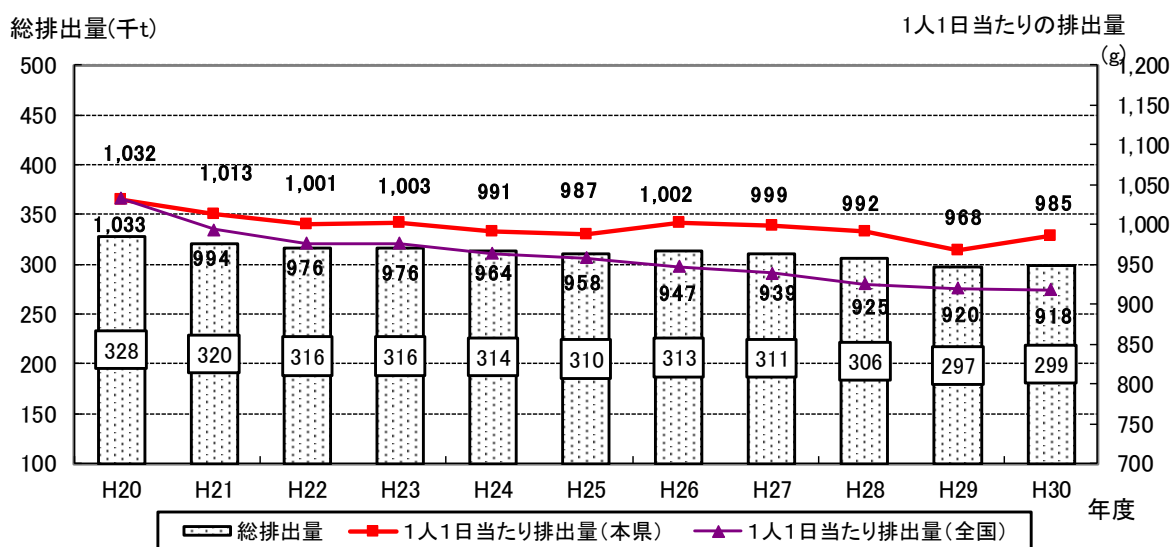
(1) 現状

① 総排出量等

本県における総排出量は、平成20年度以降は緩やかに減少し、平成30年度は約299千トンとなっており、平成25年度の約310千トンに対し3.6%減少しています(以下「約」は省略)。また、県民1人1日当たりの排出量については、ほぼ横ばいで推移しています。

平成25年度から平成30年度までの県民1人1日当たりの排出量は、全国平均4.2%の減少となっていますが、本県では0.2%の減少にとどまったため、平成30年度は985gと全国平均の918gを大きく上回っています。

総排出量と県民1人1日当たりの排出量の推移



総排出量・1人1日当たりの排出量・1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の推移

	総人口 (人)	総排出量 (t)※注5	1人1日当たりの排出量 (g/日)※注6		1人1日当たりの家庭から 排出するごみの量 (g/日)※注7	
			本県	全国	本県	全国
平成20年度	870,323	327,834	1,032	1,033	623	569
平成21年度	866,516	320,496	1,013	994	604	550
平成22年度	864,389	315,915	1,001	976	597	540
平成23年度	861,183	316,295	1,003	976	598	540
平成24年度	868,215	314,192	991	964	587	533
平成25年度	862,122	310,438	987	958	589	527
平成26年度	855,745	313,058	1,002	947	600	521
平成27年度	850,764	311,110	999	939	602	516
平成28年度	846,019	306,318	992	925	599	507
平成29年度	839,468	296,717	968	920	580	505
平成30年度	832,051	299,168	985	918	590	505

(注5) 総排出量
収集運搬量+直接搬入量+集団回収量

(注6) 1人1日当たりの排出量
総排出量/総人口/年間日数
全国の数値については「日本の廃棄物処理」(環境省)から引用

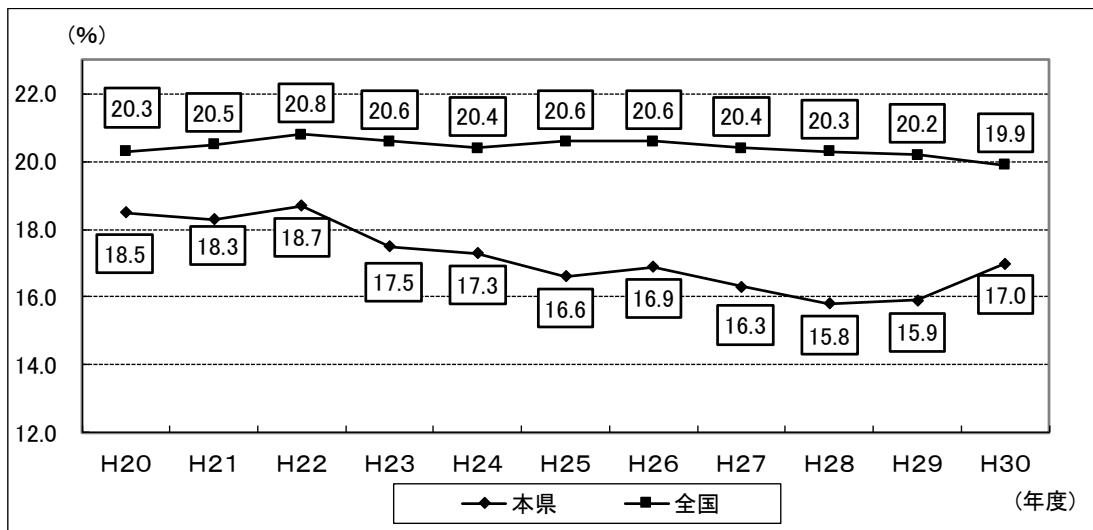
(注7) 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量
(総排出量-事業系ごみ排出量-集団回収量-生活系資源ごみ排出量)/総人口/年間日数
ごみの減量化に加え分別収集への取り組みを評価するため、生活系資源ごみ排出量を控除

②再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率(注8)については、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%に対し0.4ポイント増加しています。また、平成30年度は前年と比較して1.1ポイント増加していますが、この要因は甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化(注9)し、資源として利用する取り組みが本格化したことによるものです。

しかしながら、生活系ごみの資源化率(注10)が全国と比べて低いことから全国平均の19.9%を大きく下回っています。

再生利用率の推移



生活系ごみの資源化率の全国との比較

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	15.0%	15.2%	15.4%	15.4%	15.2%	15.4%	15.3%	15.3%	15.1%	15.0%	14.9%
本県	12.0%	13.3%	12.7%	13.1%	13.2%	12.9%	12.6%	12.0%	11.6%	12.2%	12.4%

(注8) 再生利用率

$$\text{資源化量} / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

(注9) 溶融スラグ

焼却灰などの廃棄物を約 1,300℃以上の高温で溶融し、これを空気中や水中で冷却固化したもの。建設資材等への利用が進められている。

(注10) 生活系ごみの資源化率

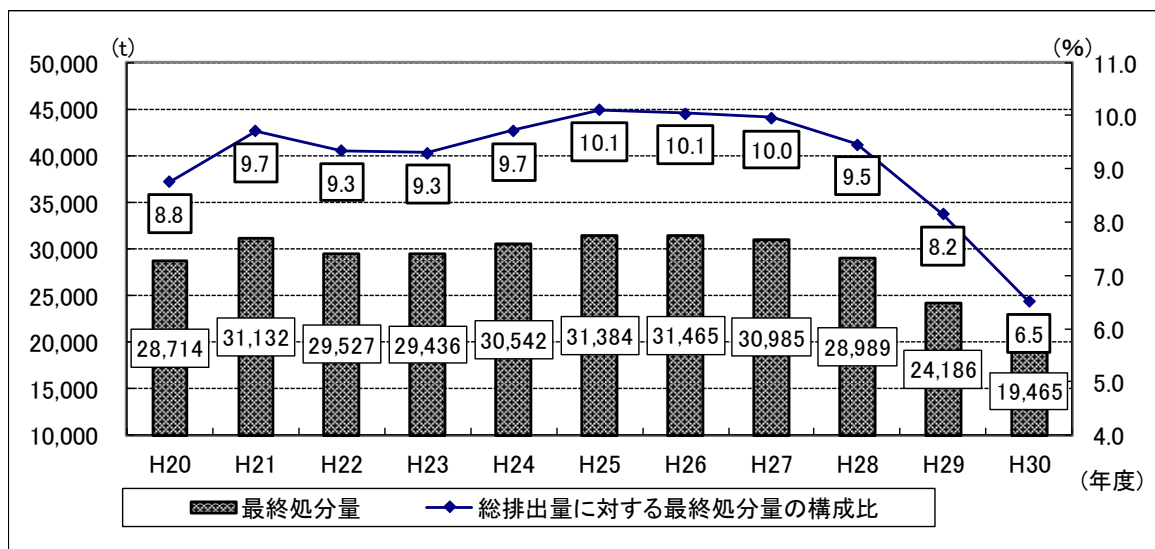
$$\text{資源ごみの量} / \text{生活系ごみの量} \times 100$$

③最終処分状況

最終処分量については、平成30年度は19千トンであり、平成25年度の31千トンに対し38.0%減少しています。総排出量に対する構成比も、大幅に減少しています。

これは、再生利用率の上昇要因と同様に甲府・峡東クリーンセンターの焼却灰を溶融スラグ化し、資源化されたことが主な要因です。

最終処分量の推移



④災害廃棄物の処理

非常災害(注11 以下「災害」という。)発生時に大量の災害廃棄物が発生する際には、円滑かつ適正な処理を行うとともに分別の徹底によりリサイクルできるものは可能な限りリサイクルする体制が必要です。

本県における近年の災害では平成26年2月に大雪による農業用施設等の被害により4千トンの災害廃棄物が発生しました。

(注11) 非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度に299千トンとなり、平成25年度の310千トンと比較して3.6%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいます。

しかし前計画では、令和2年度の総排出量を277千トンとして、平成25年度から10.6%削減させることを目標としていますが、観光客数の増加等の要因もあり、目標の達成は難しい状況であるため県民意識の醸成等、更なる発生抑制の取り組みを進めていく必要があります。

②再生利用

再生利用率は、平成30年度は17.0%であり、平成25年度の16.6%と比較して0.4ポイント増加しています。

前計画では、令和2年度の再生利用率を23.0%として、平成25年度から6.4ポイント増加させることを目標としていますが、資源ごみである集団回収量が想定より減少したことに加え、生活系ごみの資源化率が低下したことから、この目標の達成は難しい状況にあります。

また、全国の値である19.9%を下回り推移していることから、再生利用率の向上のための取り組みを進めていく必要があります。

③最終処分

最終処分量は、平成30年度には19千トンであり、平成25年度の31千トンと比較して38.0%減少しています。

前計画では、令和2年度の最終処分量は23千トンとして、平成25年度から25.8%減少させることを目標としていますが、甲府・峡東クリーンセンターで焼却灰を溶融スラグ化し再生利用したことにより、最終処分量が大幅に減少したため、その目標を達成するペースで推移しています。

④災害廃棄物の処理

災害が発生した時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速に処理することが重要です。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平時、応急対応時、復旧・復興時の対応について具体的に定め、今後も起こりうる災害に予め備えることが必要です。

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

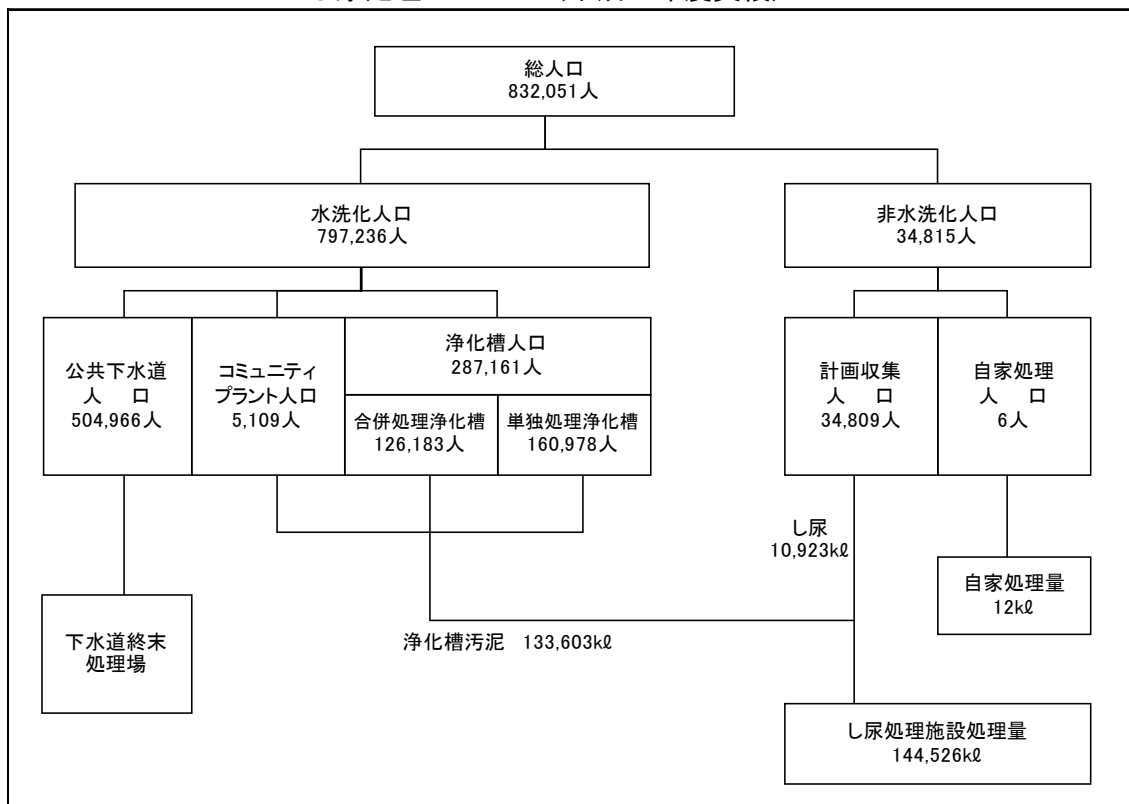
(1) 現状

①し尿処理の状況

平成30年度の水洗化人口は797,236人であり、総人口の95.8%を占めています。水洗化人口の内訳は、公共下水道人口(注12)が504,966人、コミュニティプラント人口(注13)が5,109人、合併処理浄化槽人口(注14)が126,183人、単独処理浄化槽人口が160,978人となっています。

非水洗化人口は34,815人であり、総人口の4.2%となっています。

し尿処理のフロー（平成30年度実績）



(2) 課題

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を更に進めるとともに、今後より効率的な汚水処理のため、市町村をまたいだ排水処理施設の広域化・共同化について検討していく必要があります。

(注12) 公共下水道人口
県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道を利用する人口

(注13) コミュニティプラント人口
市町村がし尿、生活排水等を集散的に処理する施設を利用する人口

(注14) 合併処理浄化槽人口
し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽を利用する人口
(農業集落排水施設を含む)

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現 状

①総排出量等

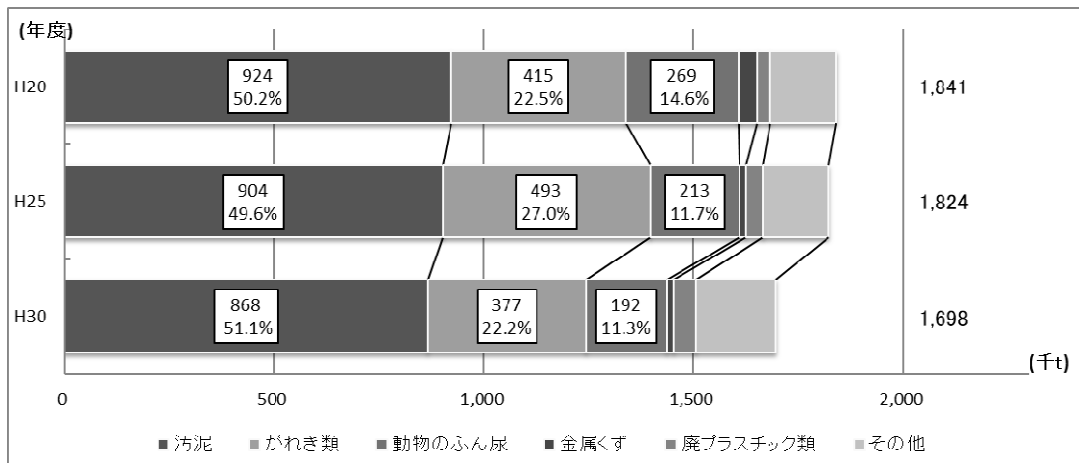
ア 総排出量

令和元年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査(平成30年度実績)の結果によると、総排出量は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると6.9%減少しています。産業廃棄物の排出量は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けますが、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の作成・実施など、各事業所においても産業廃棄物の排出抑制への取り組みがなされています。

イ 種類別総排出量

総排出量を種類別にみると、汚泥が868千トン(総排出量の51.1%)で最も多く、以下がれき類、動物のふん尿、ガラス陶磁器くずとなっています。平成25年度と比較すると、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類等は増加しており、その他は減少し、特にがれき類は約24%減少しています。

種類別総排出量の推移



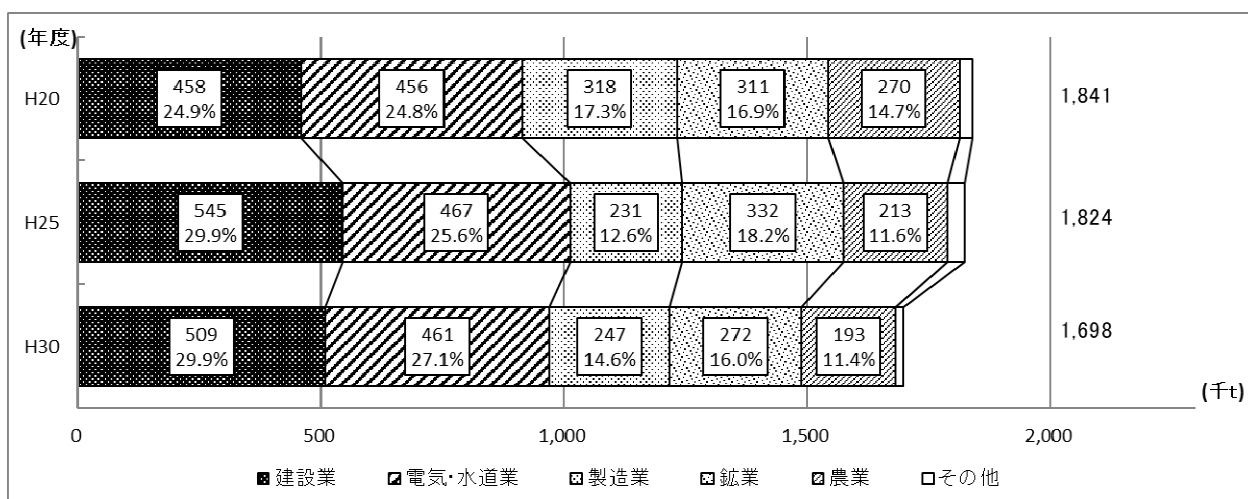
種類別総排出量の状況

内 訳	種 類	H25		H30	
		排出量	割合	排出量	割合
総	排 出 量	1,824	(100.0%)	1,698	(100.0%)
内 訳	汚 泥	904	(49.6%)	868	(51.1%)
	が れ き 類	493	(27.0%)	377	(22.2%)
	動 物 の ふ ん 尿	213	(11.7%)	192	(11.3%)
	金 属 く ず	16	(0.9%)	16	(0.9%)
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	39	(2.1%)	53	(3.1%)
	廃 油	17	(0.9%)	11	(0.6%)
	木 く ず	44	(2.4%)	43	(2.5%)
	動 植 物 性 残 渣	27	(1.5%)	26	(1.5%)
	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	31	(1.7%)	83	(4.9%)
	廃 酸	12	(0.7%)	7	(0.4%)
	紙 く ず	6	(0.3%)	2	(0.1%)
	鋳 さ い	11	(0.6%)	5	(0.3%)
	そ の 他	11	(0.6%)	15	(0.9%)

ウ 業種別総排出量

業種別による総排出量は、建設業が509千トン(総排出量の29.9%)で最も多く、以下、電気・水道業、鉱業、製造業となっています。平成25年度と比較すると、製造業で約7%排出量が増加した一方、鉱業で約18%、農業で約9%減少しています。

業種別総排出量の推移



業種別総排出量の状況

	(千t)	
	H25	H30
総排出量	1,824	1,698
建設業	545	509
電気・水道業	467	461
製造業	231	247
鉱業	332	272
農業	213	193
その他	36	16

③再生利用

ア 種類別再生利用

平成30年度の再生利用量は1,040千トンであり、平成25年度の1,006千トンから3.4%増加しました。

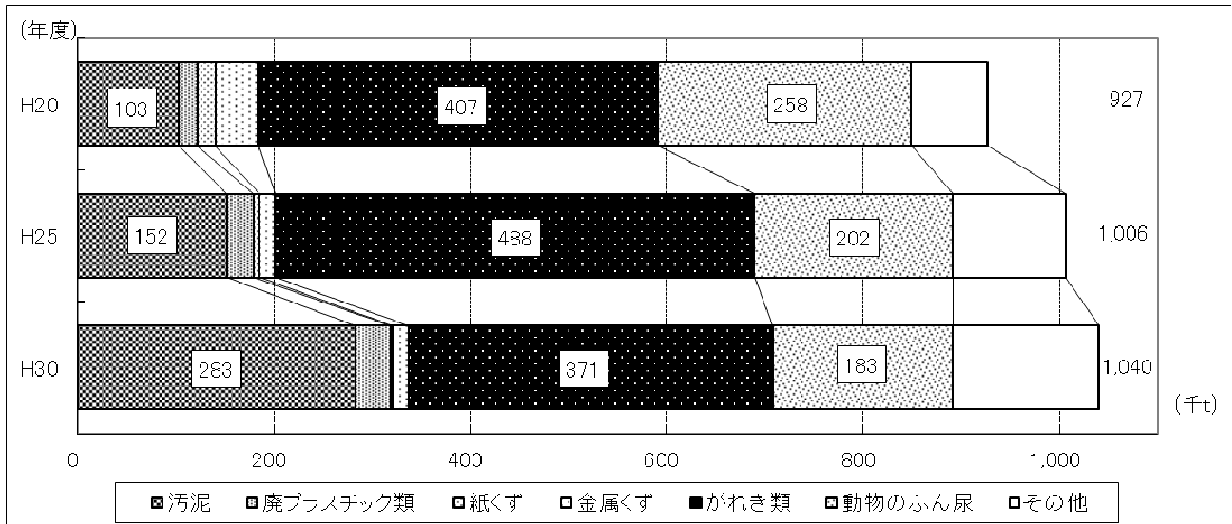
また、平成30年度の再生利用率は61.2%となっており、平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加しました。

紙くず、金属くず、がれき類、動物のふん尿は、ほぼ100%の再生利用率となっています。

種類別再生利用量(率)の内訳

(千t)								
	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
再生利用量	283	36	2	16	371	183	149	1,040
(再生利用率)	(32.6%)	(67.9%)	(100.0%)	(100.0%)	(98.4%)	(95.3%)	(78.4%)	(61.2%)

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

	(千t)			
	H25		H30	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
汚泥	152	16.8	283	32.6
廃プラスチック類	27	71.1	36	67.9
紙くず	6	100.0	2	100.0
金属くず	16	100.0	16	100.0
がれき類	488	99.0	371	98.4
動物のふん尿	202	100.0	183	95.3
その他	115	69.7	149	78.4
合計	1006	55.2	1040	61.2

イ 業種別再生利用量

業種別の再生利用量は、建設業が480千トンと最も多く、以下、鉱業、農業となっています。

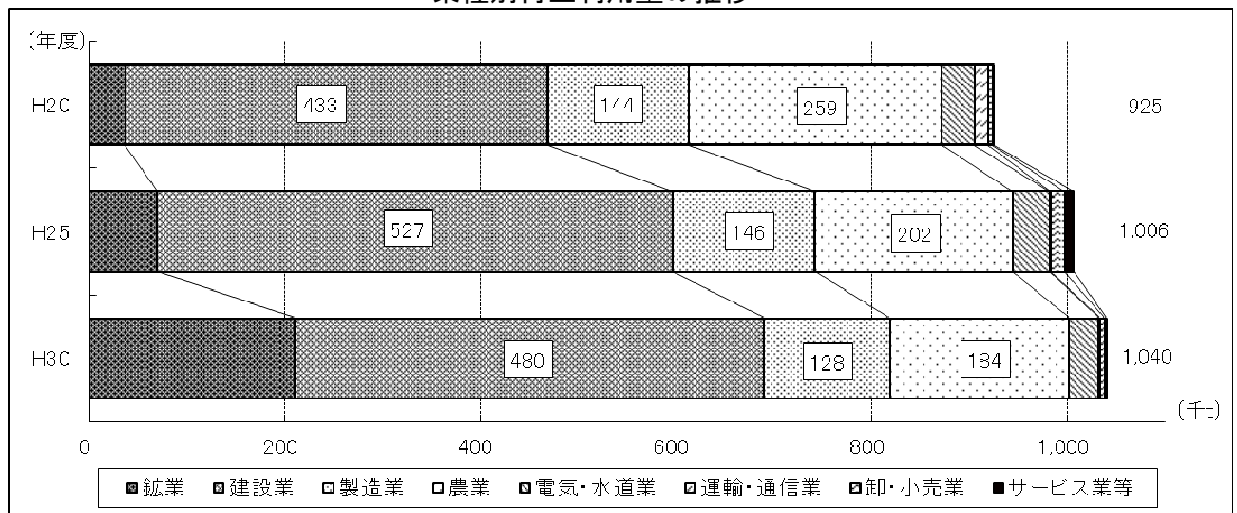
建設業の再生利用率は、建設リサイクル法の浸透により高水準で推移しています。農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため再生利用率は高くなっています。鉱業、上下水道業からの排出は大部分が汚泥であり、減量後、ほぼ全量が再生利用されます。

平成25年度と比較すると、再生利用量・率ともに鉱業では増加し、建設業、製造業、電気・水道業、サービス業等では減少しました。

業種別再生利用量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
再生利用量	210	480	128	184	30	1	5	2	1,040
(再生利用率)	(77.2%)	(94.3%)	(51.8%)	(95.3%)	(6.5%)	(50.0%)	(100.0%)	(22.2%)	(61.2%)

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

	H25		H30	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
鉱業	69	20.8	210	77.2
建設業	527	96.7	480	94.3
製造業	146	63.2	128	51.8
農業	202	94.8	184	95.3
電気・水道業	38	8.1	30	6.5
運輸・通信業	1	50.0	1	50.0
卸・小売業	14	77.8	5	100.0
サービス業等	9	56.3	2	22.2
合計	1,006	55.2	1,040	61.2

④最終処分量

ア 種類別最終処分量

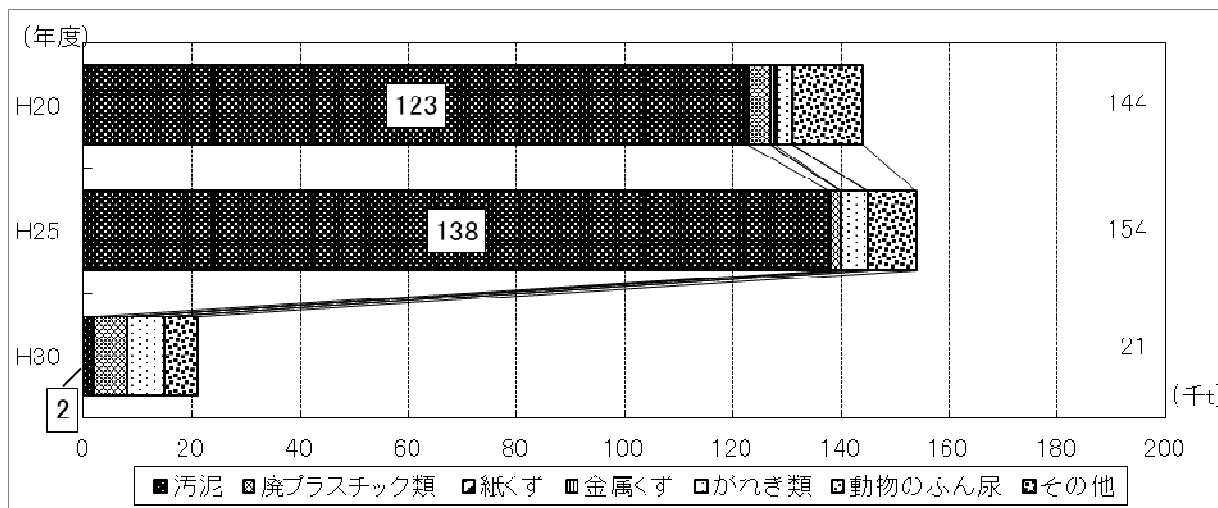
種類別の最終処分量は、がれき類が7千トンで最も多く、以下、廃プラスチック類6千トン、汚泥2千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、汚泥が138千トンから2千トンへ大きく減少しています。これは鉱業に分類される砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

種類別最終処分量(率)の内訳

(千t)								
	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
最終処分量	2	6	0	0	7	0	6	21
(最終処分率)	(0.2%)	(11.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.9%)	(0.0%)	(3.2%)	(1.2%)

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

	H25		H30	
		うち委託 最終処分量		うち委託 最終処分量
汚 泥	138	5	2	2
廃プラスチック類	2	2	6	6
紙 く ず	0	0	0	0
金 属 く ず	0	0	0	0
が れ き 類	5	5	7	7
動 物 の ふ ん 尿	0	0	0	0
そ の 他	9	6	6	6
合 計	154	18	21	21

イ 業種別最終処分量

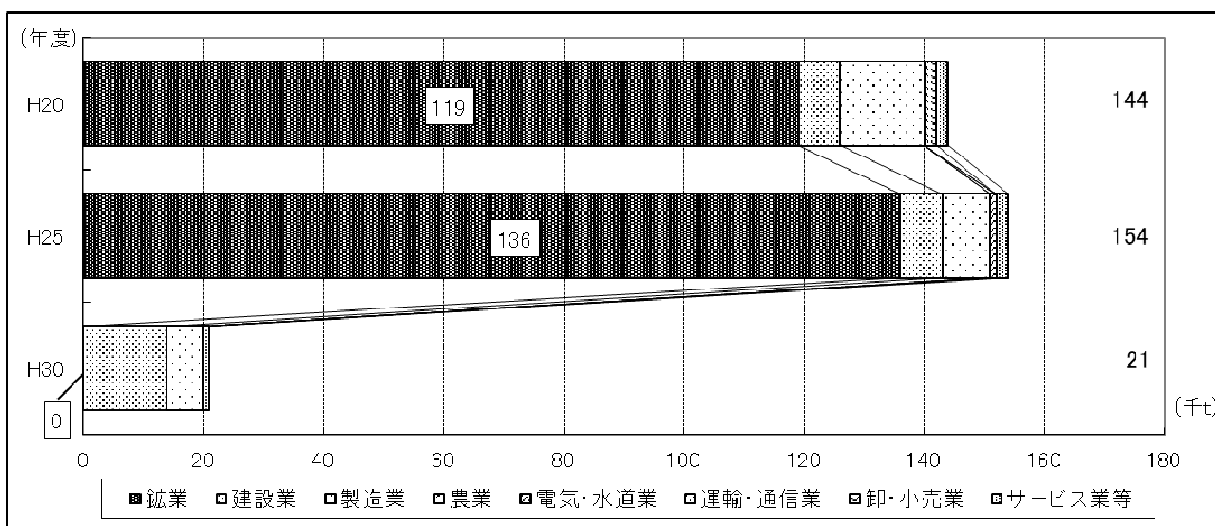
業種別の最終処分量は、建設業が14千トンで最も多く、以下、製造業6千トン、サービス業等1千トンとなっています。

また、平成25年度と比較すると、鉱業が136千トンから0千トンへ大きく減少しています。これは砂利採取業者において、汚泥の自ら利用をするケースが拡大したことによるものと推測しています。

業種別最終処分量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
最終処分量 (最終処分量率)	0 (0.0%)	14 (2.8%)	6 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	21 (1.2%)

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

	H25		H30	
	最終処分量	うち委託最終処分量	最終処分量	うち委託最終処分量
鉱業	136	0	0	0
建設業	7	7	14	14
製造業	8	8	6	6
農業	0	0	0	0
電気・水道業	1	1	0	0
運輸・通信業	0	0	0	0
卸・小売業	0	0	0	0
サービス業等	2	2	1	1
合計	154	18	21	21

(2) 課題

①発生抑制

総排出量は、平成30年度は1,698千トンであり、平成25年度の1,824千トンと比較すると126千トンの減少となり、前計画の目標値(令和2年度排出量:1,842千トン)を達成するペースで推移しています。

しかし産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により排出量が大きく左右されることから、その状況を注視しつつ、再生利用、適正処理等とあわせ、環境への負担の低減のため引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

②再生利用・最終処分

再生利用率は、平成30年度は61.2%であり平成25年度の55.2%から6.0ポイント増加し、最終処分量についても、平成30年度は21千トンであり、平成25年度の154千トンと比較すると133千トンの減少となり、いずれも前計画の目標値(令和2年度再生利用率:56%、令和2年度最終処量:153千トン)を達成するペースで推移しています。

このため、発生抑制と同様に経済状況等を注視しつつ、再生利用等に関する取り組みを継続する必要があります。

③適正処理

排出業者に対しては、産業廃棄物の適正処理が確保されるよう排出者責任の原則の周知・徹底を改めて図るとともに、優良な処理業者の利用を促進する必要があります。

処理業者については、業界全体の資質の向上を図り優良な業者が数多く確保できるよう育成に努める必要があります。

④有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、主に老朽化した建物の建て替えに伴う解体現場から排出されており、今後も継続的な取り組みが必要となります。

また、高濃度 PCB 廃棄物のうちトランス等の処分期限が令和4年3月末であるなど、各種 PCB 廃棄物の処分期限が順次迫っていることから、未処理・未届出の PCB 廃棄物や使用中の PCB 使用機器を含め、確実な期限内処理にむけ、更なる取り組みが必要となります。

3 廃棄物不法投棄の現状と課題

(1) 現状

不法投棄新規箇所は、近年は減少傾向にありましたが、小規模投棄が増えたことから令和元年度は増加しました。その内訳は、テレビや布団などの一般廃棄物が793箇所、建設廃材などの産業廃棄物が77箇所と大半は家庭の一般廃棄物が占めています。

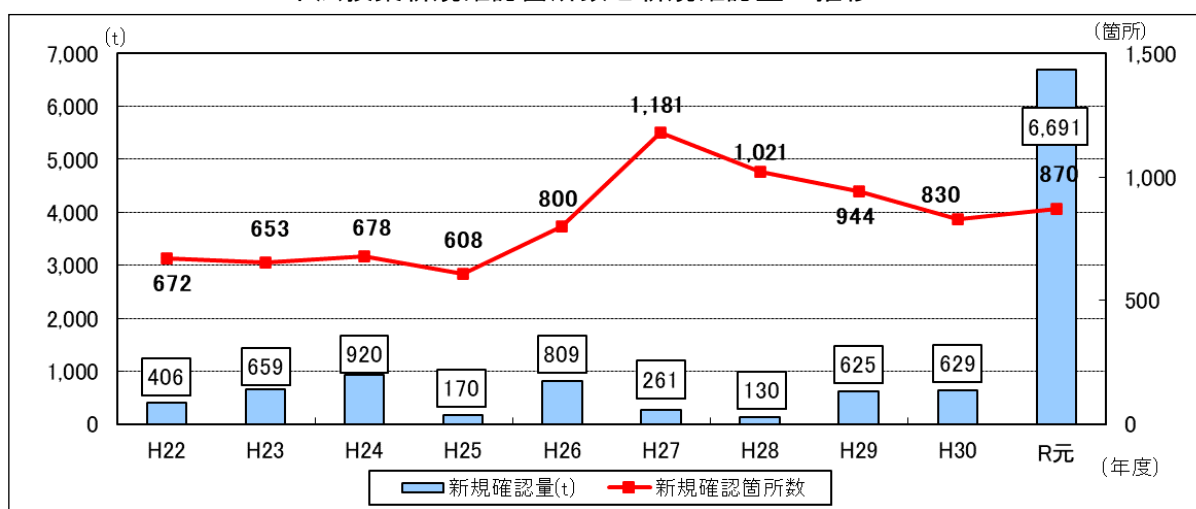
不法投棄の新規確認量(注15)は、各年度でばらつきがあり、令和元年度の不法投棄量は前年度を大幅に上回っていますが、これは大規模案件の影響によるものであり既に撤去しています。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

	新規確認箇所数		新規確認量(t)	
	一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物
平成22年度	672	76	406	287
平成23年度	653	73	659	554
平成24年度	678	79	920	877
平成25年度	608	46	170	126
平成26年度	800	44	809	752
平成27年度	1,181	45	261	110
平成28年度	1,021	70	130	33
平成29年度	944	64	625	577
平成30年度	830	75	629	598
令和元年度	870	77	6,691	6,658

※新規確認量は、四捨五入で計算して表記していることから、合計値が合わない場合がある。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



(注15) 新規確認量
年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量
以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

(2) 課題

不法投棄については、県警、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどへの積極的な取り組み、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等への支援などを行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

不法投棄の行為者を特定し現状回復を進めるためには、早期発見・早期対応が重要なため、県民も含めた不法投棄等の監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

不法投棄の推移（県計）

（投棄量単位：トン）

区分	H28	H29		H30		R元	
	(t)	(t)	前年度比/ 構成比	(t)	前年度比/ 構成比	(t)	前年度比/ 構成比
新規確認量	130	625	480.8	629	100.6	6,691	1063.8
中北	27	29	4.6	566	90.0	26	0.4
峡東	12	37	5.9	31	4.8	8	0.1
峡南	20	13	2.0	9	1.4	6,231	93.1
富士・東部	71	547	87.6	23	3.7	426	6.4
新規確認箇所数	1,021	944	92.5	830	87.9	870	104.8
中北	247	228	24.2	209	25.2	235	27.0
峡東	346	330	35.0	335	40.4	280	32.2
峡南	177	149	15.8	94	11.3	96	11.0
富士・東部	251	237	25.1	192	23.1	259	29.8
撤去量	180	582	323.3	589	101.2	6,637	1126.8
中北	43	25	4.3	553	93.9	13	0.2
峡東	19	17	2.9	8	1.4	8	0.1
峡南	37	5	0.9	10	1.7	6,231	93.9
富士・東部	82	535	91.9	18	3.1	385	5.8
撤去箇所数	866	735	84.9	758	103.1	718	94.7
中北	244	205	27.9	193	25.5	156	21.7
峡東	329	289	39.3	265	35.0	290	40.4
峡南	109	73	9.9	134	17.7	87	12.1
富士・東部	184	168	22.9	166	21.9	185	25.8
投棄量(年度末残量)	370	413	111.6	453	109.7	507	112.0
中北	23	27	6.5	40	8.8	53	10.4
峡東	29	48	11.6	70	15.6	71	14.0
峡南	63	70	17.0	69	15.2	69	13.6
富士・東部	256	269	65.2	274	60.4	314	62.0
投棄箇所(年度末)	1,042	1,251	120.1	1,323	105.8	1,475	111.5
中北	53	76	6.1	92	7.0	171	11.6
峡東	203	244	19.5	314	23.7	304	20.6
峡南	438	514	41.1	474	35.8	483	32.8
富士・東部	348	417	33.3	443	33.5	517	35.0

※「前年度比/構成比」欄は、事務所合計の行が前年度比、事務所の行は構成比
 ※投棄量及び撤去量については、四捨五入で計算して表記していることから、
 合計値が合わない場合がある

4 社会情勢の変化への対応

近年、顕在化している環境問題として、食品ロスなどの日常の身近な問題から、海洋プラスチックなどの地球規模の問題があげられ、廃棄物処理においても、これらの問題に対応するため、一層の発生抑制・再使用・再生利用などの取り組みが必要となってきます。

食品ロス問題については、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行により、国民運動として一層推進されることになり、県民1人1人が食品ロスを減らす取り組みが、更に重要になってきます。

プラスチック問題については、プラスチック資源循環戦略に基づき、持続可能な資源への転換を進めることも重要になってきており、石油由来の使い捨てプラスチックから、再生可能な植物由来素材等を使った製品へ切り替える等の取り組みも必要です。

本県としても、このような社会全体で課題を解決するという機運を着実に捉え、食品ロスの削減やプラスチックの再生可能な資源への転換を推進し、より一層の循環型社会の形成へ向け各種の取り組みを実施していきます。

食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）で、以下のとおり示されました。

食品ロスの削減目標

- ・家庭系・事業系食品ロスを共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%。

プラスチック資源循環戦略(R元.5 環境省ほか策定)の概要

基本原則：－3R+Renewable(持続可能な資源)－

▶ 世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」

<リデュース>

- ・2030年まで：ワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ・2025年まで：デザインを分別・リユース・リサイクルしやすく
- ・2030年まで：容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ・2035年まで：使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用

<再生利用・バイオプラ>

- ・2030年まで：再生利用を倍増
- ・2030年まで：バイオマスプラスチックを最大限（約200万t）導入

第3章 基本方針

1 基本方針の考え方

循環型社会の形成の推進に当たっては、できる限り「ごみにしない」との発生抑制を優先するとともに、廃棄物となったものは、不適正処理の防止や環境への負荷軽減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最後に残った廃棄物については適正処分することを基本とします。

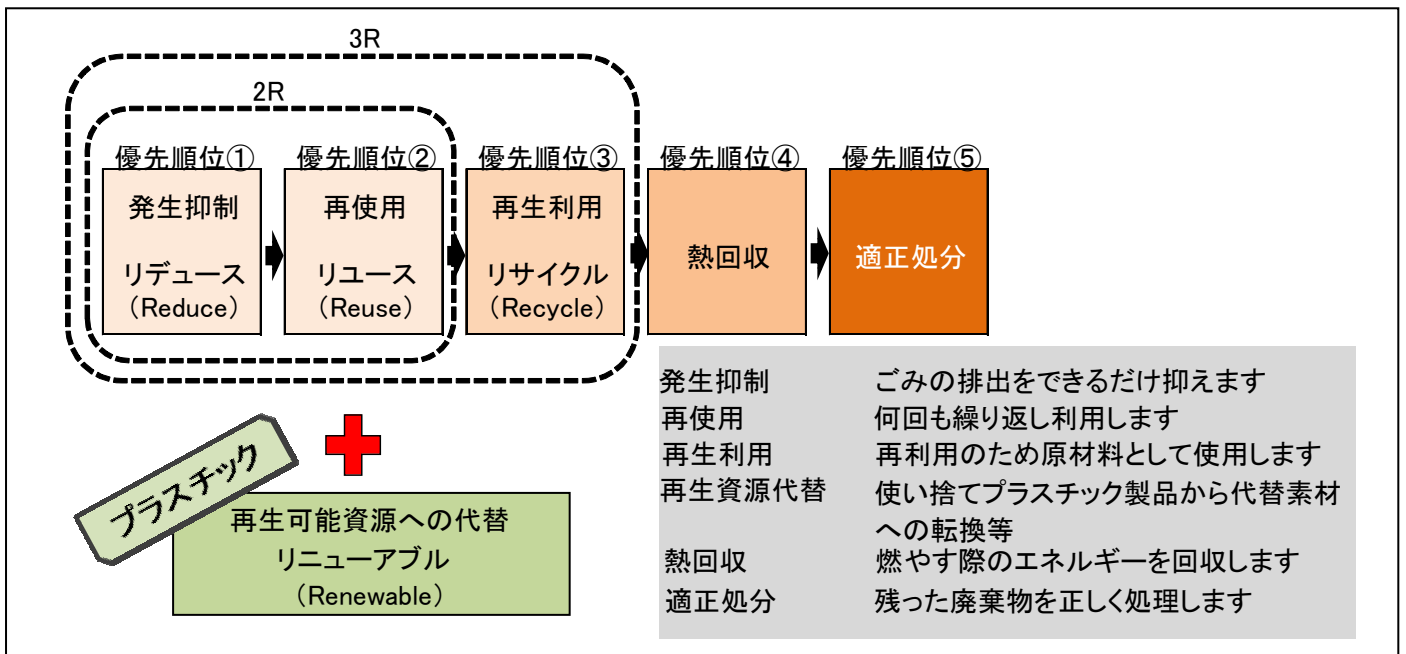
また、廃プラスチックの有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染の課題等に対応するため、令和元年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」や、令和2年3月に本県が策定した「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、その基本原則である3R+Renewable（注16）（再生可能資源への代替）を推進します。

については、次の基本方針に基づき、廃棄物の発生抑制等に係る数値目標を設定し、県民・事業者・行政の役割と取り組み事項を示して各種施策を推進します。

併せて山梨県環境基本計画との整合を図り、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用に努めます。

《基本方針》

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を改めて見直し、「物を大切にする文化」のもとで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みの強化に加え、Renewable（再生可能資源への代替）を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進していきます。



(注16) Renewable
プラスチック資源循環戦略（令和元年5月、環境省ほか策定）の基本原則—プラスチックの「3R+Renewable（持続可能な資源）」—として新たに提唱された概念。使い捨てプラスチックを紙やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進する趣旨である。

2 計画の推進に当たり特に留意する事項

(1)発生抑制(リデュース) ～ものの生産と消費を工夫して、ごみの発生を抑制します。～

- ・食品ロス削減、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やマイバッグの使用など、県民1人1人の生活スタイルの変革に根ざした取り組みを推進します。
- ・海洋汚染の一因であるプラスチックごみ問題を解消するため、隣県と連携する中で発生抑制対策を推進します。
- ・AIなどの先端技術の進展等により様々な社会課題を解決していくことを目指す「Society5.0」(注17)の動きを適切に捉え、発生抑制に係る施策形成を目指します。

(2)再使用(リユース)・再生利用(リサイクル) ～限りある資源を循環して利用します。～

- ・高齢化社会の進展に伴う集団回収等の活動低下や、プラスチック類の更なる資源化へ向けた動きなど、資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みを進めます。
- ・ごみ処理広域化計画を推進し、処理施設の集約化を進めることにより、資源物の回収やリサイクル率の向上に努めます。
- ・プラスチック再生材の利用を促進するため、グリーン購入や活用事例の紹介など普及啓発に努めます。
- ・全国各自治体等の優良事例の紹介・普及に努め、市町村の取り組みを促進します。

(3)再生可能資源への代替(リニューアブル) ～植物由来等プラスチックの代替利用等を促進します。～

- ・プラスチック製品の使用抑制を図るため、プラスチック代替素材の利用に関する啓発に努めるとともに、市町村や事業者等が実施する使用削減に関する取り組みを支援します。

(4)不測の事態でも揺るがない体制の構築

- ・災害により生じた廃棄物の適正処理や分別、選別、再生利用による減量化など、適正かつ円滑・迅速な処理を可能とする廃棄物処理体制の整備を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症等によって、廃棄物処理事業に支障が生ずることがないように、市町村等や処理業者が事業継続計画(BCP)を策定すること等により事業の着実な継続に努めます。

【本計画で活用するSDGs】



(注17) Society5.0

AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技术を、あらゆる産業や社会に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決することを目指す動きを指す。

廃棄物の分野では、過剰在庫などによる大量廃棄の削減や食料ロスの削減等の効果が見込まれる。

詳細は「資料編 P89 に記載」。

第4章 計画の目標

本県の廃棄物をめぐる現状と課題、目標に対する平成 30 年度の達成状況や国の動向を踏まえ、県や市町村が施策を推進し、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取り組みが行われることを前提に、計画期間の令和 7 年度における望ましい水準としての目標値を設定します。

1 一般廃棄物

(1) 排出量と処理状況の将来推計

① 排出量の将来推計

過去の推移や市町村の推計値の集計をもとに、現状での取り組みが継続されることを前提に、令和 7 年度までの排出量を推計すると、一般廃棄物全体の排出量は平成 30 年度の 299 千トンから、令和 7 年度には 289 千トンとなると見込まれます。

そのうち生活系ごみは平成 30 年度の 205 千トンから、令和 7 年度には 195 千トンに、事業系ごみは 86 千トンから 87 千トンに、集団回収量は 8 千トンから 6 千トンに推移すると見込まれます。

② 処理状況の将来推計

排出量の将来推計と同様に、令和 7 年度の処理状況を推計すると、再生利用率と最終処分量は、それぞれ 17.0%、19 千トンと平成 30 年度の水準を維持すると見込まれます。

項目	平成30年度	令和7年度	増減量	増減
排出量	299 千トン	289 千トン	△10 千トン	△3.3 %
生活系ごみ	205 千トン	196 千トン	△9 千トン	△4.4 %
事業系ごみ	86 千トン	87 千トン	1 千トン	1.2 %
集団回収量	8 千トン	6 千トン	△2 千トン	△25.0 %
再生利用率	17.0 %	17.0 %	-	0 ポイント
最終処分量	19 千トン	19 千トン	0 千トン	0 %
(最終処分率)	6.4 %	6.6 %	-	+0.2 ポイント

(2)一般廃棄物に係る数値目標

①国の示す数値目標

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和 2 年 3 月の通知において次のとおり示しました。

- ・排出量：令和 7 年度に約 3,800 万トン
- ・再生利用率：令和 7 年度に約 28%
- ・最終処分量：令和 7 年度に約 320 万トン

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	平成30年度	令和7年度		
排出量	4,272 万トン	3,800 万トン	△472 万トン	△11.0%
再生利用率	19.9 %	28 %	-	+8.1ポイント
最終処分量	384 万トン	320 万トン	△64 万トン	△16.7%

②本県の数値目標

②-1 数値目標

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	平成30年度	令和7年度		
排出量	299 千トン	266 千トン	△33 千トン	△11.0 %
生活系ごみ	205 千トン	182 千トン	△23 千トン	△11.0 %
事業系ごみ	86 千トン	77 千トン	△9 千トン	△10.7 %
集団回収量	8 千トン	7 千トン	△1 千トン	△14.4 %
再生利用率	17.0 %	25 %	-	8.0 ポイント
最終処分量	19 千トン	16 千トン	△3 千トン	△16.7 %
(最終処分量)	6.5 %	6.1 %	-	△0.4 ポイント

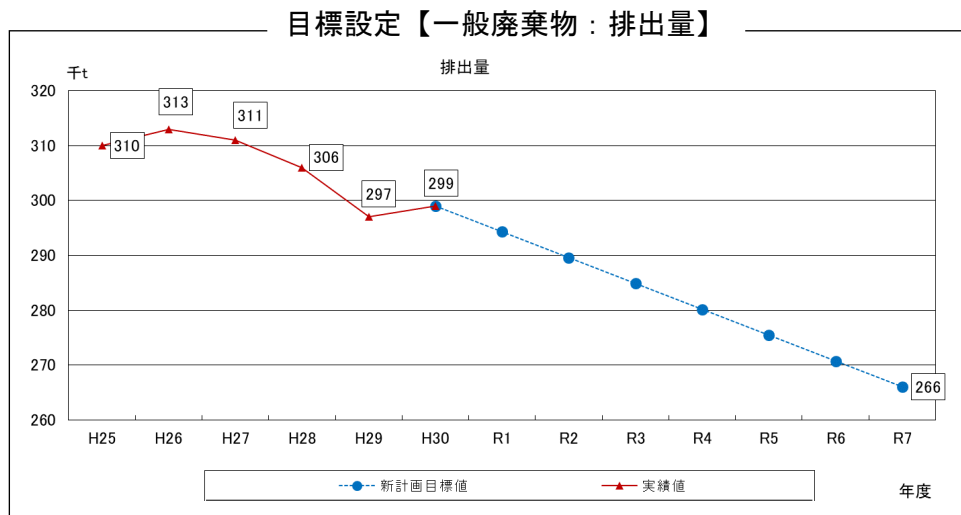
- ◆ 令和 7 年度の一般廃棄物の排出量は、平成 30 年度の 299 千トンから 266 千トンに削減することを目標にします。
- ◆ 令和 7 年度の再生利用率は、平成 30 年度の 17.0%から 8.0 ポイント増加し、25%にすることを目標にします。
- ◆ 令和 7 年度最終処分量は、平成 30 年度の 19 千トンから 16 千トンに削減することを目標にします。

②-2 目標設定の考え方

ア 排出量

現状の取り組みが継続されることを前提にすると、令和 7 年度は $\Delta 3.3\%$ と推計されますが、国は $\Delta 11.0\%$ を目標としていることから更なる対策が必要となります。

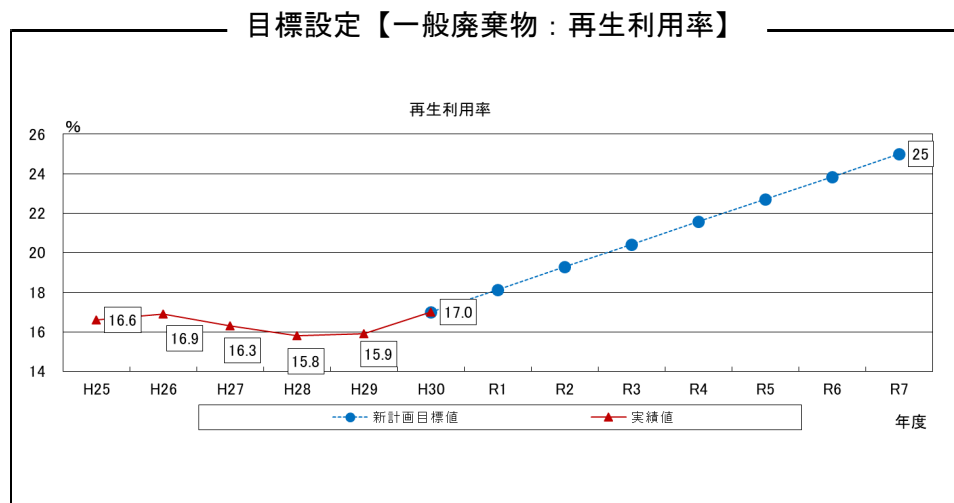
そのため排出量のなかで大きな比重を占める生活系ごみの発生抑制に重点的に取り組み、国と同等の水準である $\Delta 11.0\%$ の削減を目指します。



イ 再生利用率

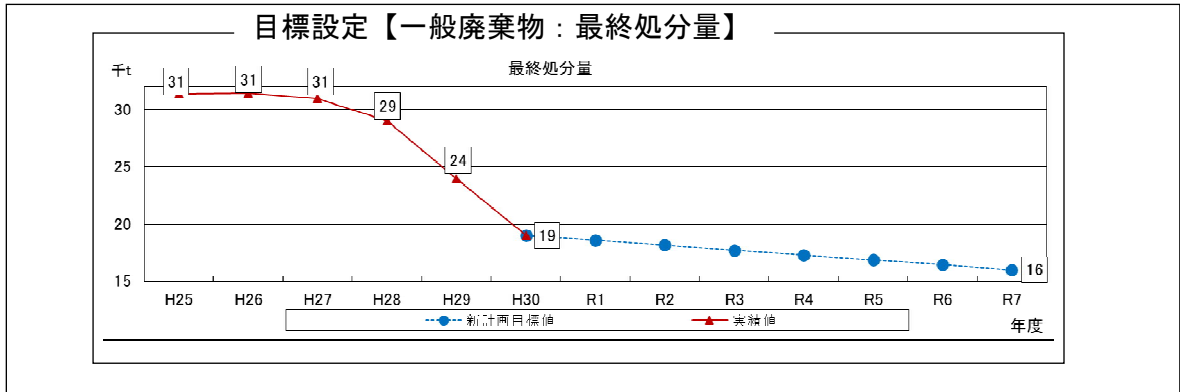
現状の取り組みが継続されることを前提にすると、令和 7 年度までの増減はないものと推計されますが、国は+8.1 ポイントの伸び率を目標としていることから更なる対策が必要となります。

そのため排出量と同様に再生利用量のなかで大きな比重を占める生活系ごみの再生利用率の向上に重点的に取り組み、国と同等の水準である+8.0 ポイントの伸び率とします。



ウ 最終処分量

今後の発生抑制や資源化への取り組みを勘案し、令和7年度の目標を16千トンとします。



(3) 目標を達成するために取り組むことが必要と想定される施策

① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の削減

ア 趣旨

本県の1人1日当たりの家庭から排出するごみの量は、全国平均値との差が拡大しており、その要因として再生利用可能なものをごみとして排出している点が考えられます。

このため、生活系ごみの発生抑制と再生利用率の向上のための取り組みにおいては、住民のごみに対する意識や行動の変革を促すこととし、以下の対策に重点的に取り組みます。

イ 重点的に取り組む対策

<発生抑制>

- ・日頃、住民が排出するごみの処理に市町村でどれだけの費用がかかっているかを認識し、コスト面から発生抑制の意識を持つことが必要です。
- ⇒ 広報誌やホームページ等で明らかにするなど、ごみ処理コストの「見える化」を促進します。
- ・家庭ごみの中で大きな比重を占める生ごみ(例：食品ロス)やプラスチック類の発生抑制が必要です。
- ⇒ 家庭における発生抑制への効果的な取り組み等、親や子供など世代ごとに効果的に伝わる環境教育等を促進します。
- ・大量に排出する者が相応の負担をする「受益者負担の原則」を浸透させることが必要です。
- ⇒ 市町村が実施するごみ収集手数料の有料化を促進します。
※新型コロナウイルスの影響による、いわゆる巣ごもり消費の増加や観光客数の減少により、総排出量の構成が大きく変動する可能性があります。

＜再生利用＞

- ・集団回収活動が低調となるなか、再生利用を促進するための取り組みが必要です。
- ⇒ 住民が手軽に利用できるリサイクルステーションの優良事例を紹介し、市町村によるステーションの普及促進を図ります。
- ⇒ 住民レベルで再生利用を「楽しく」「お得に」実行できるよう、新たなアイデアを募り、施策へ反映します。
- ⇒ スーパーなどによる資源物の店頭回収量は統計に含まれておらず、再生利用率を引き下げる要因となっていることから、今後、再生利用率の実態を把握できる集計方法を検討していきます。

＜行政職員の資質向上＞

- ・住民の活動を後押しする職員の資質向上が必要です。
- ⇒ 専門家など外部講師による県・市町村職員を対象とした研修を実施し、施策の充実強化を図ります。

ウ 期待される効果

1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の削減
590g(平成30年度実績) → 468g(令和7年度目標)

② 高齢化社会への対応

ア 趣旨

高齢化の進展に伴い、集団回収による資源物の回収活動が低調になることが想定されるため、より簡易な分別収集方法など地域の実情に即した対応が必要になります。

イ 重点的に取り組む対策

- ・高齢化社会におけるごみ収集や分別の在り方について、県・市町村で勉強会を開催し、常に最新の情報を入手して、必要な施策の立案等に努めます。
- ・社会福祉協議会やシルバー人材センター等の高齢者のごみ出し支援の受け皿となり得る事業者と支援の在り方について検討します。

ウ 期待される効果

- ・今後、更なる高齢化が進展しても、資源化率の向上や、ごみの適正処理が確保される社会が維持されます。

2 産業廃棄物

(1) 排出量と処理状況の将来推計

①排出量の将来推計

産業廃棄物実態調査の結果を基に、各産業の活動量指標の伸び率の見込み等に基づき推計した結果は次のとおりです。国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づく基本方針で定める都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を、令和2年3月の通知において次のとおり示しました。

ア 排出量全体では緩やかに増加

イ 農業については減少、その他の業種については増加

業種別排出量の将来推計

(単位:千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
電気・水道業	461	27.1%	467	27.3%	482	28.2%
建設業	509	30.0%	509	29.8%	510	29.8%
製造業	247	14.5%	254	14.9%	265	15.5%
農業	193	11.4%	185	10.8%	165	9.6%
鉱業	272	16.0%	277	16.2%	274	16.0%
その他	16	0.9%	16	0.9%	16	0.9%
合計	1,698	100%	1,708	100%	1,712	100%

種類別排出量の将来推計

(単位:千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
汚泥	868	51.1%	882	51.6%	900	52.6%
がれき類	377	22.2%	377	22.1%	378	22.1%
金属くず	16	0.9%	17	1.0%	17	1.0%
廃プラ	53	3.1%	54	3.2%	55	3.2%
家畜ふん尿	192	11.3%	184	10.8%	164	9.6%
その他	192	11.3%	194	11.4%	198	11.6%
合計	1,698	100%	1,708	100%	1,712	100%

②処理状況の将来推計

現状における各業種別、種類別の発生量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、処理量を推計しました。

なお、再生利用量が減少するのは、再生利用率の高い農業からの廃棄物が減少することが主な要因です。

業種別処理状況

平成30年度実績

(単位：千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
電気・水道業	461	27.1%	30	6.5%	431	93.5%	0	0.0%	0
建設業	509	30.0%	480	94.3%	15	2.9%	14	2.8%	0
製造業	247	14.5%	128	51.8%	113	45.7%	6	2.4%	0
農業	193	11.4%	184	95.3%	9	4.7%	0	0.0%	0
鉱業	272	16.0%	210	77.2%	62	22.8%	0	0.0%	0
その他	16	0.9%	8	50.0%	7	43.8%	1	6.3%	0
合計	1,698	100%	1,040	61.2%	637	37.5%	21	1.2%	0

令和7年度推計

(単位：千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
電気・水道業	482	28.2%	31	6.4%	451	93.6%	0	0.0%	0
建設業	510	29.8%	480	94.1%	16	3.1%	14	2.7%	0
製造業	265	15.5%	137	51.7%	122	46.0%	6	2.3%	0
農業	165	9.6%	158	95.8%	7	4.2%	0	0.0%	0
鉱業	274	16.0%	212	77.4%	62	22.6%	0	0.0%	0
その他	16	0.9%	10	62.5%	5	31.3%	1	6.3%	0
合計	1,712	100%	1,028	60.0%	663	38.7%	21	1.2%	0

処理状況の将来推計

(単位：千トン)

項目	平成30年度		令和2年度		令和7年度	
排出量	1,698		1,708		1,712	
再生利用量	1,040	61%	1,042	61%	1,028	60%
中間処理量による減量化量	637	38%	645	38%	663	39%
最終処分量	21	1%	21	1%	21	1%
その他	0	0%	0	0%	0	0%

(2) 産業廃棄物に係る数値目標

①国の示す数値目標

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、基本方針を策定していますが、令和2年度は改定を行わないこととした一方、都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標を以下のとおり示しました。

- ・排出量：令和7度に約3億9,000万トン
- ・再生利用率：令和7年度に産業廃棄物の出口側の循環利用率(注18)を約38%
- ・最終処分量：令和7年度に約1,000万トン

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	平成29年度	令和7年度		
排出量	384 百万トン	390 百万トン	6 百万トン	1.6 %
再生利用率	36 %	38 %	-	+2.0 ポイント
最終処分量	10 百万トン	10 百万トン	0 百万トン	0.0 %

※平成29年度実績の再生利用率は、国で数値を示していないため、国が新たに示した指標に基づき本県で算出したもの。

②本県の再生利用率

排出量と処理状況の将来予測において示した本県の平成30年度実績と令和7年度推計の再生利用率を、国が新たに示した再生利用率の計算方法で再計算すると、以下のとおりです。

項目	平成30年度(実績)	令和7年度(推計)
再生利用率	52 %	52 %

【参考：本県の再生利用率の算出状況】

年度	再生利用量	減量化量				動物のふん尿の直接再生利用量(※)	排出量	産業廃棄物の出口側の循環利用率＝再生利用率
		金属くず	ガラ陶	鉱さい	がれき類			
平成30年度(実績)	1,040千トン	0千トン	0千トン	0千トン	0千トン	163千トン	1,698千トン	51.65%
令和7年度(将来推計)	1,028千トン	0千トン	0千トン	0千トン	0千トン	140千トン	1,712千トン	51.87%

※環境省の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書によると、排出量に対する動物のふん尿の直接再生利用量の割合は85%となっているため、当該割合を使用して本県の数値を積算した。

(注18) 出口側の循環利用率

これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となる。

③本県の数値目標

③-1 数値目標

項目	基準年度		目標年度		増減量	増減
	平成30年度		令和7年度			
排出量	1,698	千トン	1,712	千トン	14 千トン	0.8 %
再生利用率	52	%	52	%	-	0 ポイント
最終処分量	21	千トン	21	千トン	0 千トン	0.0 %
(最終処分率)	1	%	1	%	-	0 ポイント

- ◆ 令和7年度の産業廃棄物の排出量は、平成30年度から約1%以内に抑制し、1,712千トン以下とすることを目標にします。
- ◆ 令和7年度の再生利用率は、平成30年度の52%を維持することを目標にします。
- ◆ 令和7年度最終処分量は、平成30年度の21千トンを維持し、最終処分率は平成30年度の1%を維持することを目標にします。

③-2 目標設定の考え方

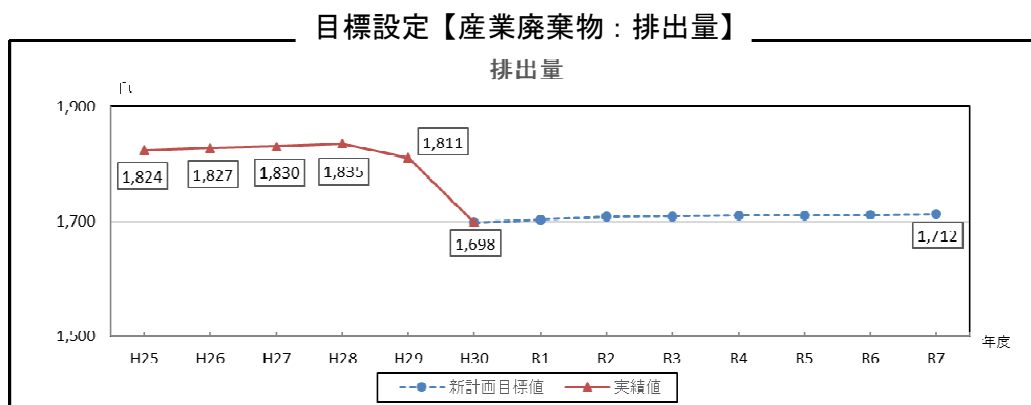
ア 排出量

排出量では、緩やかに増加することが予測され、令和7年度で1,712千トンと予測されます。

業種別にみると、電気・水道業、建設業、製造業、鉱業で増加し、農業で減少の見込みとなっており、種類別でみると、汚泥、がれき類、金属くず、廃プラで増加の見込みとなっています。

産業廃棄物の排出量は、経済動向に左右される面が大きいいため、将来予測に沿った1,712千トンを数値目標とします。

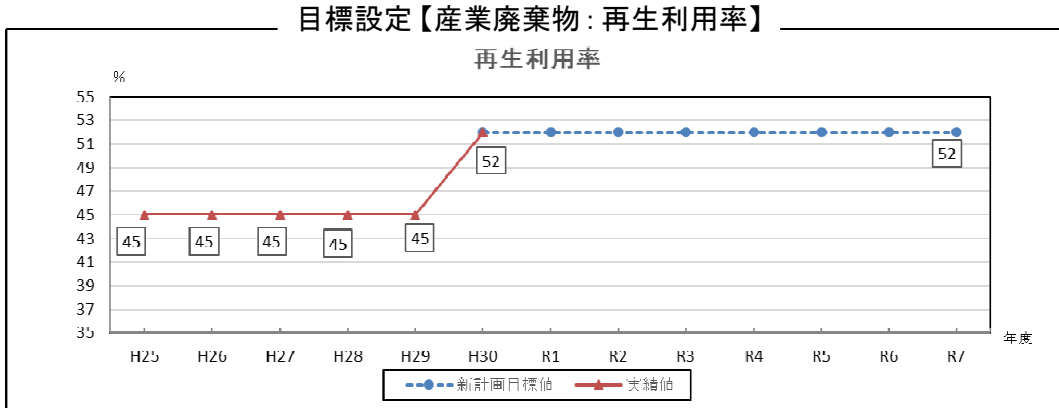
これは、平成29年度に対して令和7年度の増加を約2%に抑制するという国の示した数値目標以上の数値目標となります。



イ 再生利用率

再生利用率は大きな変化がないことが予想されますので、令和 7 年度における将来予測に沿った 52%を数値目標とします。

これは令和 7 年度の再生利用率を約 38%にするという国の示した数値目標以上の数値目標となります。

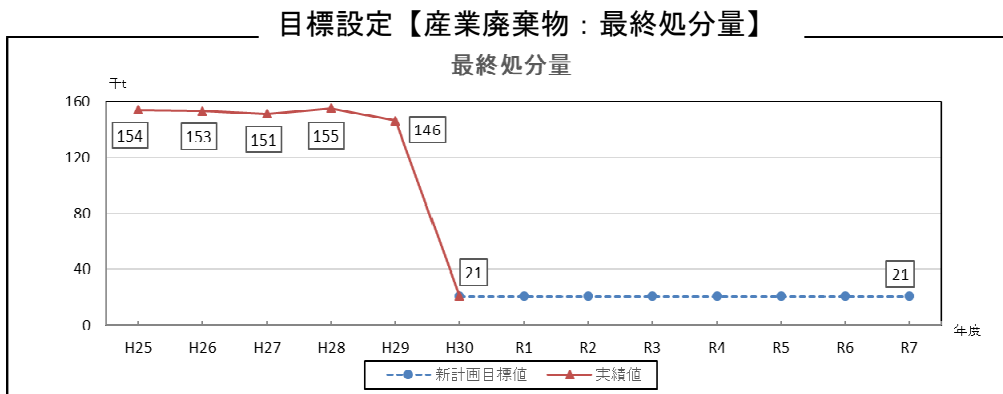


※これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となったため、実績値及び新計画目標値は新再生利用率による数値を記載している。

ウ 最終処分量

最終処分量は大きな変化がないことが予想されますので、令和 7 年度における将来予測に沿った 21 千トン为数値目標とします。

最終処分量にすると約 1%となり、これは令和 7 年度の最終処分量を約 3%にするという国の示した数値目標以上の数値目標となります。



第5章 各主体の役割と主な取り組み事項

日常生活や事業活動から発生する生活系・事業系一般廃棄物については、県民の環境問題意識の向上や、県民、事業者、行政の協働した取り組みにより、減量化やリサイクルが進み、一定の成果が表れてきていますが、その削減は全国と比較し進んでいない状況です。

また、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨や令和元年台風15号・19号等では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が大きな社会問題になったことから、平時からの大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保の重要性が改めて浮き彫りになりました。

このため県民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動するとともに、NPOや地域グループも含め相互に連携して取り組んでいく必要があります。

また、災害廃棄物についても、適正処理や分別、選別、再生利用による減量化など、適正かつ円滑・迅速な処理を可能とする廃棄物処理体制の整備を進める必要があります。

本計画では、次のとおり各主体の役割と主な取り組み事項を示します。

また、前章の「発生抑制等の目標」の達成に向けた参考指標として、各主体の行動目標を掲げます。

1 県民の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境に負荷を与えていることや、持続可能な社会づくり・循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にす文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへ変革していくことが求められています。

<発生抑制>

商品の購入に当たっては、簡易包装や繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生品の選択に努めるとともに、なるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の発生抑制に取り組みます。

レジ袋の辞退や食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切り・堆肥化、マイバッグ・マイボトル・マイはしによる発生抑制、フリーマーケットやフリマアプリによる製品の再使用といった2Rに取り組みます。

<適正な循環的利用>

一般廃棄物の排出に当たっては、市町村ごとの分別区分に応じて排出し、適正な循環的利用に取り組みます。

建築物等の解体工事に要する費用負担や廃家電製品の引き渡し、自動車リサイクル業者への適正な引き渡し等、法令に則り行動します。

(2) 取り組み事項

①行動目標

○1人1日当たりの家庭から排出するごみの量

20.7%(122g)削減 590g(H30)→468g(R7) 参考： 全国505g(H30)

②主な取り組み事例

○買い物での取り組み

- ・マイバッグ等によるレジ袋の削減やリターナブル容器(詰替可能商品)の選択
- ・過剰包装や不要な包装の辞退、簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入
- ・再生利用が容易な製品や再生品、リサイクル製品の優先購入
- ・レンタルやリース、中古品の積極的な活用
- ・食品の購入では、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入など、食品ロスの削減につながる購買行動

○使用での取り組み

- ・マイはし・マイボトル等の積極的な利用
- ・プラスチックストロー等の使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用
- ・食材の使い切り、調理での生ごみを少なくする工夫、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減

○廃棄での取り組み

- ・かん、ビン、ペットボトル等の資源物の分別徹底、市町村の資源物回収や集団回収の活用
- ・ミックスペーパーの分別徹底
- ・生ごみの水切りや乾燥の徹底、積極的な堆肥化
- ・廃家電等の適正ルートでの排出や使用済み小型電子機器等のリサイクル
- ・フリーマーケットやフリマアプリなどを活用したリサイクル
- ・プラスチックの更なる資源化が実施された際の分別回収への協力

○日常生活での取り組み

- ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ・外食における適度な注文、食べ残しの削減等(3010運動)により事業者の排出抑制への協力

2 事業者の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取り組みに努めるとともに、排出する廃棄物については法令に則り、排出者として適正処理を行う責任を有します。また、拡大生産者責任(注 19)を踏まえて、製品や容器等が廃棄物となった後の適正な循環的利用や処分につながる取り組みを推進するよう努める必要があります。

廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められます。

(2) 取り組み事項

① 行動目標

(H30基準 → R7目標)

○事業系一般廃棄物排出量

平成30年度に比べ、10.7%の削減 86千t(H30)→ 77千t(R7)

○産業廃棄物排出量

平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,698千t(H30)→ 1,712千t(R7)

② 主な取り組み事項

○生産過程の取り組み

発生抑制

- ・廃棄物が発生しにくい生産工程や製品等への改善、原材料の使用
- ・リサイクル製品やエコ製品、長期使用可能な商品や詰替商品、製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品開発
- ・消費実態に合わせた容量の適正化

循環的利用

- ・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮や分別可能な製品開発
- ・建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用
- ・消耗品類の繰り返し使用や使用済み物品・部品等の再使用
- ・廃棄物や再生品等の原材料としての使用、副産物の有効利用
- ・食品残さや生ごみ等、食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収
- ・バイオマス発電等でのエネルギー資源としての活用

○流通過程の取り組み

発生抑制

- ・包装資材・梱包材の削減・再使用、運搬方法の効率化
- ・建設資材の運搬方法の効率化
- ・簡易包装やマイバッグの持参呼びかけ等により、ごみをできる限り発生させない商品の提供方法の工夫
- ・消費実態に合わせた容量の適正化等により、食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供方法の工夫

循環的利用

- ・リターナブルびん等の再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等
- ・容器・包装資材等の繰り返し使用、梱包材・型枠材の再使用、再生素材の容器・包装材等としての利用
- ・リサイクル資材・製品の積極的な利用・販売

○一般業務での取り組み

発生抑制

- ・消耗品類の繰り返し使用
- ・食品残さや生ごみ等、食品廃棄物の生ごみ処理機等での減量処理
- ・廃棄物減量計画の作成や取り組みの実践(主に多量排出事業者)
- ・「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試みである「Society 5.0」に伴う環境変化への対応

循環的利用

- ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクル
- ・グリーン購入(注20)やグリーン契約(注21)などへの積極的な取り組み
- ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた再資源化、堆肥・飼料化等処理
- ・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加・協力

○適正排出、処理等への取り組み

- ・ISO14001(注22)の取得やエコアクション21(注23)等の環境マネジメントシステム(注24)の導入
- ・県、市町村によるごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底による適正排出
- ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理委託でのマニフェスト交付による処理状況の確認等、責任を持った廃棄物の適正処理
- ・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理
- ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報への協力
- ・「優良産廃処理業者認定制度」、「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を活用した適正処理の取り組み

(注19) 拡大生産者責任

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

(注20) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

(注21) グリーン契約（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

(注22) ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。

(注23) エコアクション21

中小企業や教育機関、地方公共団体等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮ツール。

(注24) 環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

山梨県でも事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めている。

3 市町村の役割と主な取り組み事項

(1) 役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、発生抑制に向けた県民、事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集や再生利用などの循環的利用や廃棄物の適正処理を行う責務を有しています。

<普及啓発>

このため市町村は、自らの一般廃棄物処理事業を評価し、住民にごみ処理の現状(ごみ処理費用の「見える化」を含む。)や 2R・3R の効果、食育や賞味期限等の正しい理解についての情報提供や消費者教育等を通じて発生抑制に向けた意識改革を促すことなどにより、ごみ減量等の取り組みや適正処理を促進する必要があります。

<廃棄物処理施設の整備>

廃棄物処理施設の長寿命化やごみ処理の広域化など、安定的・効率的なごみ処理体制を構築するとともに、焼却施設更新の際には、熱回収による高効率なごみ発電施設等の導入や収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入など、地球温暖化防止対策の更なる推進にも配慮した取り組みが求められます。

<災害廃棄物処理対策>

災害廃棄物の仮置場候補地の確保や市町村災害廃棄物処理計画等の策定・見直し、地域防災計画の見直しに加え、平時から災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等により、いかなる災害が起きた際にも対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

(2) 取り組み事項

①行動目標

- 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し
- 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備

②主な取り組み事項

○生活系ごみの発生抑制のための取り組み

- ・出前講座や意見交換会などによる環境教育や啓発活動の充実
- ・ごみ処理の現状や2R・3Rの効果、循環資源の行方が学べ、ごみ減量等への意識改革につながる情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡充
- ・広報・ホームページでのごみ処理費の「見える化」の強化
- ・ごみ処理の有料化制度(受益者負担の徹底)の検討・実施
- ・ごみ減量・リサイクルを推進する地区指導員等の育成・確保
- ・食品ロス削減推進計画を策定し、食育や賞味期限等の正しい理解についての消費者教育等による食品廃棄物の発生抑制に向けた意識改革
- ・プラスチックごみの発生抑制に向けた普及啓発

- ・その他プラスチック製容器包装の分別回収
- ・地域循環圏(注25)の構築に向けたプラスチックごみや生ごみ等の最適規模での循環的利用の検討

○事業系ごみの発生抑制等のための取り組み

- ・事業者の意識向上に向けた広報等
- ・商工会など事業者団体を通じた働きかけ
- ・多量排出事業者への減量等の指導
- ・搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討
- ・事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取り組み支援
- ・公共施設での減量やリサイクルの率先的な実施
- ・学校給食での食品ロスの削減や、学校等から排出される食品廃棄物のリサイクル

○再生利用の促進のための取り組み

- ・分別の正しい知識の普及に向けた広報や説明会等
- ・分別・資源化の実績や2R・3Rの効果、循環資源の行方の周知による意識啓発
- ・住民が利用しやすいリサイクルステーション等の資源物回収拠点の運営・増設
- ・ミックスペーパーやその他プラスチック、廃食用油等の収集品目の追加等による住民の分別機会の充実に向けた体制の構築
- ・資源ごみ回収を促す動機付け(奨励金や資源化物からの収益の還元等)の拡大や市民団体等のリサイクル活動への支援
- ・生ごみ堆肥化処理の拠点整備と利用促進に向けた住民、事業者との連携
- ・リユース・リサイクル事業者の指導・育成
- ・使用済み小型電子機器等の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・溶融スラグの公共工事等への積極的活用

○適正処理の推進

- ・一般廃棄物の処理コストの分析や情報提供に向けて国が示した3R推進のための指針の導入・活用
- ・一般廃棄物処理計画に基づく取り組みの推進と計画の見直し
- ・一般廃棄物の収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等
- ・廃棄物処理施設の長寿命化によるごみ処理低炭素化の実現
- ・焼却施設の更新での高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入による温暖化対策
- ・し尿処理施設の更新でのし尿や浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入による資源回収
- ・ごみ処理広域化に向けた他市町村・組合との連携
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時に、廃棄物を安全・安定的に適正処理するための事業継続計画(BCP)の策定と体制整備
- ・廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対する県、警察等との連携による立入調査・監視指導

- ・不法投棄監視体制の強化や関係機関との連携による不法投棄防止対策
- ・高齢化社会における分別・収集体制の構築
- ・家電リサイクル法に基づく小売業者の引取義務のない特定家庭用機器一般廃棄物の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・水銀使用製品廃棄物の地域の実情に応じた回収体制の構築や普及啓発
- ・広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理
- ・プラスチック回収の新たな動きに対する検討・対応
- ・障がい者への分別・ゴミ出し支援

○災害廃棄物対策

- ・災害廃棄物処理計画や事業継続計画の策定・見直し、地域防災計画の見直し
- ・平時からの災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制、広域的な災害廃棄物処理体制の構築等を通じた強靱な廃棄物処理体制の整備
- ・処理能力に余裕を持った焼却施設の整備
- ・災害廃棄物仮置場候補地や必要な人員・資機材の確保
- ・広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理

(注 25) 地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源をなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。

廃棄物焼却施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業として、ごみ焼却に伴う廃熱回収による蒸気と発電電力を、周辺公共施設に供給し、災害にも強い自立分散・ネットワーク型のエネルギーシステムを構築する事例が紹介されている。

4 県の役割

(1) 役割

県は、市町村に一般廃棄物についての技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況把握や適正処理の推進など、県内の廃棄物処理の総合調整的な役割を有しています。

このため県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制や再生利用、適正処理を推進するための施策を実施していくとともに、低炭素社会との統合に向けて地球温暖化防止対策に配慮することが重要です。

また、国の廃棄物処理施設整備計画や災害廃棄物対策指針等を十分踏まえる中で、必要に応じて県災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えとして、災害廃棄物の適正処理のための体制や施設の整備、人材の育成・確保、更には都道府県域を越えた広域的な対応などの観点から、関係機関・関係団体との連携を進めることで、いかなる災害が起きた際にも円滑・迅速に対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

1 施策の方向

廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取り組みを一層強化し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など循環型社会の形成を県全体で一体的に実行していく必要があります。その際、環境への負荷を低減するため地球温暖化対策に配慮しながら取り組みを進めていくことも重要となっています。

また、災害により生じた廃棄物についても、適正処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する必要があります。

県では、前章での県民、事業者、市町村等の取り組みを促し、それらを支援し、連携、協力しながら、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進を図るとともに、災害廃棄物対策や不法投棄の防止対策を推進することとします。

2 施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用、温暖化対策など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。

また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる種類の災害時に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

(1) 発生抑制の推進

①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援

発生抑制の取り組みを促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取り組みに対する支援等を行います。

②環境教育・環境学習の推進

一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進します。

③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援

事業者の自主的な発生抑制の取り組みを促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行います。また、ごみ処理施設での搬入検査等、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取り組みを支援します。

④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進

地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組みます。

⑤プラスチックごみ等に対する発生抑制の取り組みの推進

「プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、発生抑制対策(脱プラスチック(リデュース)の推進、プラスチック等の3Rの推進、散乱ごみ対策の推進等)及び環境教育・普及啓発を図ります。

(2) 循環的利用の推進

①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進

各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取り組みを支援します。

(3) 適正処理の推進

①一般廃棄物の適正処理の取り組み支援

一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営

広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営に向けて支援を行います。

(4) 災害廃棄物対策

①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

3 施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

(1) 発生抑制の推進

○事業者による発生抑制の取り組みの促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取り組みの促進を図ります。

(2) 循環的利用の推進

○産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源については、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取り組みを支援します。

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理が確保されるよう、排出事業者に対して産業廃棄物の処理状況の確認義務について周知を行うなど排出者責任の徹底を図るとともに、国の優良産廃処理業者認定制度(注26)や本県の産廃処理業者格付け制度(注27)による優良な処理業者の利用を促進します。

処理業者に対しては、日常の指導監督や啓発事業等の機会を通じ、業界全体の底上げを図り、優良な産廃処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物処理施設の安定的運営に資するためその設置に係る事前協議制度を適切に運用し、産業廃棄物処理施設・設備の整備については、低利融資による支援を行います。

②有害廃棄物対策

PCB 特別措置法等に基づき PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理を推進するとともに、アスベスト廃棄物等の適正処理について指導監督を行います。

③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

公共関与による廃棄物最終処分場の適切な維持管理について指導を行います。

(注26) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業許可申請において、通常の許可基準よりも厳しい基準(遵法性、事業の透明性等)を達成した優良な処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。

認定された処理業者は、通常よりも長い7年間、処理業の許可が有効となる、排出業者に対して自身が優良な処理業者であることをアピールできるなど、多くの利点がある。

(注27) 山梨県産廃処理業者格付け制度

産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付けして公表する本県独自の制度。格付けは、評価基準の適合数に応じて4段階(☆～☆☆☆☆)で行う。

4 施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取り組みを実施していきます。

(1) 不法投棄防止対策の推進

①不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施します。また、不法投棄監視ウィーク等啓発活動を実施するとともに、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化し、市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取り組みを推進します。

(2) 不法投棄事案への対応

①行為者等の特定及び厳正な対処

不法投棄された廃棄物について速やかに現地調査を実施し、可能な限り行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行います。行為者等が不明、行為者等による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して撤去等を実施します。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していきます。


第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策

対 象	目 的	施 策 項 目	頁
○一般廃棄物	(1) 発生抑制の推進	①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援	
		a やまなしスクールチョイス県民運動の推進	48
		b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援	48
		c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援	48
		d プラスチックスマート推進事業	49
		e 食品ロス削減の推進及び強化事業	49
		②環境教育・環境学習の推進	
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	49
		b エネルギー教育の推進	50
		③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援	
		a 事業系一般廃棄物の減量化の推進	50
		b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	50
		c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)	50
		d 環境対策技術研究開発の支援	51
		④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進	
		a やまなしスクールチョイス県民運動の推進(再掲)	51
		b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進	51
		c グリーン購入の推進	51
	(2) 循環的利用の推進	①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進	
		a 容器包装廃棄物の分別収集の促進	52
		b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	52
		c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲)	52
		d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	52
		e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	52
		f 環境に配慮した農業の推進	53
		g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進	53
		h 使用済自動車の適正な再資源化の推進	53
		i プラスチックスマート推進事業(再掲)	53
		②環境教育・環境学習の推進	
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲)	53
		b エネルギー教育の推進(再掲)	54
	c プラスチックスマート推進事業(再掲)	54	
	③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進		
	a やまなしスクールチョイス県民運動の推進(再掲)	54	
	b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進(再掲)	54	
	c グリーン購入の推進(再掲)	54	
	(3) 適正処理の推進	①一般廃棄物(ごみ)の適正処理の取り組み支援	
		a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	54
		b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	55
		c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進	55
		d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	55
		e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	55
		f 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	55
		g 災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備	56
		②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進	
		a 生活排水対策の推進	56
	b 浄化槽対策の促進	56	
	c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)	56	
	③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営		
	a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	56	
	(4) 災害廃棄物対策	①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理	
		a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化	57
		b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	57
		c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携	57
		d 大規模災害時の連絡・調整等	57

対 象	目 的	施 策 項 目	頁	
○産業廃棄物	(1)発生抑制の推進	①事業者による発生抑制の取り組みの促進		
		a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進	58	
		b 中小企業基盤整備事業（専門家派遣事業）（再掲）	58	
		c 環境対策技術研究開発の支援（再掲）	59	
		d 建設副産物の有効利用の促進	59	
	e プラスチックスマート推進事業（再掲）	59		
	(2)循環的利用の推進	①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援		
		a 建設副産物の有効利用の促進（再掲）	59	
		b 環境に配慮した農業の推進（再掲）	59	
		c 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	60	
		d 食品残さの有効利用の促進（やまなしエコフィード利用促進事業）	60	
		e 使用済自動車の適正な再資源化の推進（再掲）	60	
	f プラスチックスマート推進事業（再掲）	60		
	(3)適正処理の推進	①産業廃棄物の適正処理の推進	a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進	61
			b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化	62
			c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施	62
d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施（再掲）			62	
e 優良産廃処理業者認定制度の活用			62	
f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用			63	
②事業者による適正処理や施設整備の促進		a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	63	
		b 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進	64	
		c 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）	64	
		d 太陽光発電設備の適正処理等の推進	64	
e プラスチックスマート推進事業（再掲）	64			
③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理	a 公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	64		
(4)産業廃棄物適正処理推進ビジョン	①産業廃棄物の適正処理の推進			
	a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	65		
○不法投棄対策	(1)不法投棄防止対策の推進	①不法投棄未然防止対策の推進		
		a 不法投棄監視体制の構築・強化	65	
		b 不法投棄対策の広域連携	66	
		c 不法投棄未然防止事業への支援	66	
		d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	66	
		e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（再掲）	66	
	f プラスチックスマート推進事業（再掲）	66		
	(2)不法投棄事案への対応	①行為者等の特定及び厳正な対処		
		a 産業廃棄物不適正処理機動調査員（産廃Gメン）の育成・設置	68	
		b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	68	
		c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進（再掲）	68	

1 一般廃棄物

(1) 発生抑制の推進

①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援			
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a	やまなしクールチョイス県民運動の推進	主 体	県、県民、事業者、各種団体
<p>○県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取り組みやエコ活動など、地球温暖化対策に資する取り組みを賢く選択して実践する「やまなしクールチョイス県民運動」を展開し、県民、事業者、行政が一体となり、県民総参加の運動となるよう推進します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>地球のために、 今できる「賢い選択」を！</p> </div>			
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援	主 体	県、市町村
<p>○廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、ごみ処理費用の「見える化」やごみ収集手数料の有料化、利用しやすいリサイクルステーションの運営などを促すことにより、住民の取り組み意識の向上や食品廃棄物の発生抑制に向けた取り組み等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な市町村に対する研修会を開催し、国施策の周知や3Rに関する先進自治体の事例紹介、外部講師による講演等を行うなど、職員の資質向上を支援 市町村と共同で研究会を立ち上げ、一般廃棄物に係る各市町村のデータを定量・定性的に分析、ごみ減量に向けた効果的な取り組みについて検討するなど、3Rの促進を支援 			
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全重点課題対策事業費補助金）	主 体	県、市町村、県民
<p>○地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の取り組みの促進を図るため、市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施するプラスチックごみ対策、ごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	プラスチックスマート推進事業	主 体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
--------------------------	----------------	-----	--------------------------

○海洋汚染の原因の一つである河川由来のプラスチックごみ等を抑制するため、プラスチックと賢く付き合う取り組み（プラスチックスマート）を県民・事業者・行政が一体となって推進します。



Plastics
Smart

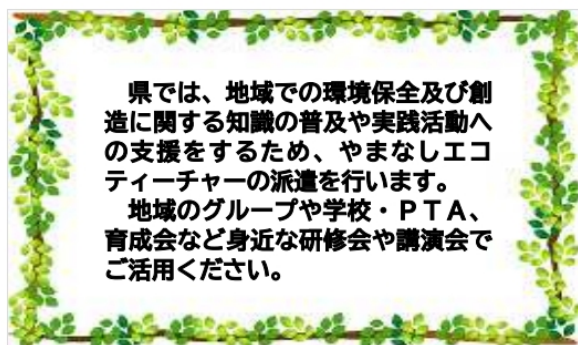
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-e	食品ロス削減の推進及び強化事業	主 体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
--------------------------	-----------------	-----	--------------------------

○県の「食品ロス削減推進計画」（R3.3策定）に基づき、県民の食品ロス削減に向けた意識の醸成並びに取り組みの促進を図るため、消費者・事業者等に対する食品ロス削減の普及・啓発等を実施します。

②環境教育・環境学習の推進

施策事業 一般廃棄物 (1)-②-a	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	主 体	県、県民
--------------------------	--------------------------	-----	------

○身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」（環境学習指導者）として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。



施策事業 一般廃棄物 (1)-②-b	エネルギー教育の推進	主 体	県、県民
<p>○小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践やエネルギー教育推進事業を展開することによって、環境教育の充実を図り、将来の山梨の環境づくりを担う子供たちが、省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、持続可能な社会をつくっていくための取り組みを日常生活の中で実践できるようにします。</p>			
③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援			
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-a	事業系一般廃棄物の減量化の推進	主 体	県、市町村、事業者
<p>○「事業系一般廃棄物減量化指針」を市町村、事業者等に周知します。事業者指針に基づき、事業者へのごみ減量化計画の作成指導、ごみ減量化の具体策の情報提供等、事業系一般廃棄物の減量化に向けた取り組みを支援します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	主 体	県、市町村、事業者
<p>○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者への減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取り組みを推進します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-c	中小企業基盤整備事業（専門家派遣事業）	主 体	県、産業支援機関、事業者
<p>○廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取り組みにより、経営の向上を図るため環境 ISOの取得を目指す中小企業の要請により、ISO取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-d	環境対策技術研究開発の支援	主 体	県、事業者
<p>○県内中小企業者が取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と中小企業者の成長発展を図ります。</p>			
④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進			
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-a	やまなしクールチョイス県民運動の推進 (再掲)	主 体	県、県民、事業者、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進	主 体	県
<p>○県が事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めます。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c	グリーン購入の推進	主 体	県
<p>○「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、再使用・リサイクルが可能である製品の購入を増やすことにより、廃棄物の発生を抑制します。</p>			

(2) 循環的利用の推進

①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-a	容器包装廃棄物の分別収集の促進	主 体	県、市町村、 県民
○容器包装リサイクル法に基づく、市町村分別収集計画とともに令和2年度から令和6年度までを期間とした第9期山梨県分別収集促進計画を策定し、びん、缶等の容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを促進します。			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-b	特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	主 体	県、市町村、 県民
○家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また、特定家庭用機器の買替えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、冊子やホームページ等の広報物において、特定家庭用機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を強化します。			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全活動支援事業費補助金） (再掲)	主 体	県、市町村、 県民
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-d	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	主 体	県、市町村
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲）	主 体	県、市町村、 事業者
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b 掲載			

施策事業 一般廃棄物 (2)-①-f	環境に配慮した農業の推進	主 体	県、市町村、 農業者
<p>○家畜ふん尿や果樹剪定枝などの有機物の投入等による土づくりに取り組む農業者を支援することにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の普及・定着を図ります。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-g	使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済み小型電子機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また、使用済み小型電子機器の買換えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、ホームページ等において、使用済み小型電子機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-h	使用済自動車の適正な再資源化の推進	主 体	県、市町村、 県民、事業者、 各種団体
<p>○使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者等関連事業者の監視・指導等を行うとともに、放置車両撤去事業の実施などを通じて使用済自動車の適正な再資源化を推進します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-i	プラスチックスマート推進事業（再掲）	主 体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			
②環境教育・環境学習の推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-a	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティ ーチャー)（再掲）	主 体	県、県民
施策事業 一般廃棄物 (1)-②-a 掲載			

施策事業 一般廃棄物 (2)-②-b	エネルギー教育の推進（再掲）	主 体	県、県民
施策事業 一般廃棄物 (1)-②-b 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (2)-②-c	プラスチックスマート推進事業（再掲）	主 体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			
③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-a	やまなしクールチョイス県民運動の推進 （再掲）	主 体	県、県民、 事業者、 各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-b	やまなしエネルギー環境マネジメントシ ステムの推進（再掲）	主 体	県
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-c	グリーン購入の推進（再掲）	主 体	県
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c 掲載			

(3) 適正処理の推進

①一般廃棄物（ごみ）の適正処理の取り組み支援			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-a	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援（再掲）	主 体	県、市町村
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b 掲載			

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	主 体	県、市町村
<p>○一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対して、国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化の支援、維持管理のための技術的支援や助言を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-c	一般廃棄物処理計画の見直しの促進	主 体	県、市町村
<p>○市町村における廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄物処理計画が、社会経済情勢の変化に対応した計画となるよう、必要に応じて見直しのための助言を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-d	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	主 体	県、市町村
<p>○山梨県ごみ処理広域化計画（平成30年3月策定）に基づき、県内を3ブロックに区分し、それぞれ処理施設を1カ所に集約・整備する市町村等の取り組みに対して、必要な技術的支援を行います。</p> <p>○広域化の効果である資源ごみの効率的な収集等が可能となるマテリアルリサイクルの推進が図られるよう、市町村に対し情報提供等を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b 掲載			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-f	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	主 体	県、市町村、事業者
<p>○「山梨県廃棄物処理施設の設置に関する指導要領」に基づき、処理業者等が廃棄物処理施設等を設置するに当たり、法律に基づく手続の前段階において、事業計画等の周辺住民への周知や生活環境の保全に関する調査等を行うとともに、住民意見等を反映するよう、県は、事業者に指導し、住民との合意形成を図った上で円滑に廃棄物処理施設が設置されるよう取り組みます。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-g	災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備	主 体	県
<p>○災害時には、石綿廃棄物が他の廃棄物に混じって仮置場に搬入されること等により、住民や災害対応従事者が危険性の高い石綿に暴露するおそれがあるため、国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等を参考に、迅速かつ円滑な石綿飛散防止対策が実施できる体制を整備します。</p>			
②一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の適正処理の推進			
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-a	生活排水対策の推進	主 体	県、市町村
<p>○「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進し、生活排水による水質汚濁を防止します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-b	浄化槽対策の促進	主 体	県、市町村
<p>○生活排水を処理しない単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進め、河川水路等の水質を改善するため、浄化槽設置整備事業を行う市町村に補助します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-c	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言（再掲）	主 体	県、市町村
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b 掲載			
③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営			
施策事業 一般廃棄物 (3)-③-a	広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	主 体	県、市町村
<p>○市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう、笛吹市境川町上寺尾地内に整備された一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営に向けた取り組みを支援します。</p>			

(4) 災害廃棄物対策

①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理			
施策事業 一般廃棄物 (4)-①-a	山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化	主 体	県
<p>○国の「災害廃棄物対策指針」や「山梨県地域防災計画」を踏まえた「山梨県災害廃棄物処理計画」（平成29年4月策定）に基づき、非常災害に備えるとともに、より実効性のある計画となるよう適宜見直しを行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)-①-b	市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	主 体	県、市町村
<p>○市町村が非常災害発生時の災害廃棄物処理を円滑に進められるよう、山梨県災害廃棄物処理計画を踏まえ、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や見直し、事業継続計画の策定や見直し、並びに、地域防災計画の見直しを支援します。また、平時から災害廃棄物に係る研修や訓練を実施する中で、職員の能力強化に努め、連携を強化し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向けて取り組みます。</p> <p>○災害時の廃棄物処理について、県内市町村間の連携強化について支援・調整を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)-①-c	大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携	主 体	県、市町村
<p>○国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、協議会が策定した行動計画に基づき都県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策について広域的な連携を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)-①-d	大規模災害時の連絡・調整等	主 体	県、市町村、関係団体
<p>○災害廃棄物処理のための協定締結団体（山梨県産業資源循環協会や山梨県カーリサイクル協同組合）への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡や調整を行います。また、平時には、市町村に協定内容（収集運搬能力や施設能力等）や活用方法についての情報提供を行うとともに、市町村や協定締結団体との合同訓練を通じて対応力の向上に努めます。</p>			

2 産業廃棄物

(1) 発生抑制の推進

①事業者による発生抑制の取り組みの促進			
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-a	多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進（「チャレンジ産廃3R事業」）	主 体	県、事業者
<p>○産業廃棄物の排出抑制・再生利用に積極的に取り組む意思のある排出事業者を県のホームページに公表します。取り組み状況が優良な事業者については、「認定事業者」として認定しホームページで公表することにより、企業のイメージアップに資することで事業者を支援し、更に取り組みの成果が顕著な事業者を表彰することにより、廃棄物の排出抑制等がより促進されるようにします。</p> <p>また、排出抑制等に取り組む事業者への情報発信のため、廃棄物の排出抑制・再生利用の事例や新規技術の紹介を中心とした「産業廃棄物排出抑制・再生利用セミナー」を開催します。</p> <p>これに加え、多量排出事業者への「産業廃棄物処理計画」の作成を指導し、多量排出事業者が当該計画を実践することにより産業廃棄物の排出抑制等を推進します。</p>			
<p><Topics : チャレンジ産廃 3R 事業> 参加申込事業者には、取り組み活動への PR 支援として、「チャレンジ産廃 3R 事業」のマグネットシートを配布します。</p> 		<p><Topics : 産業廃棄物排出抑制・再生利用セミナー> 廃棄物の排出抑制・再生利用の事例や新規技術の紹介を中心としたセミナーを開催しています。</p> 	
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-b	中小企業基盤整備事業（専門家派遣事業） （再掲）	主 体	県、産業支援機関、事業者
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-c 掲載			

施策事業 産業廃棄物 (1)-①-c	環境対策技術研究開発の支援（再掲）	主 体	県、事業者
施策事業 一般廃棄物 (1)-③-d 掲載			
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d	建設副産物の有効利用の促進	主 体	県、市町村、 事業者
○建設工事で発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじめとする建設副産物の削減やリサイクルを引き続き推進するため、事業者、行政などの役割分担のもと建設業界や関係業界と連携して取り組みます。			
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-e	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主 体	県、市町村 県民、事業者 、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			

(2) 循環的利用の推進

①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援			
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-a	建設副産物の有効利用の促進（再掲）	主 体	県、市町村、 事業者
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d 掲載			
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-b	環境に配慮した農業の推進（再掲）	主 体	県、市町村、 農業者
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-f 掲載			

施策事業 産業廃棄物 (2)-①-c	家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	主 体	県、事業者、 農業者
○たい肥の需給調査による家畜排せつ物の有効利用の促進を図るとともに、畜産農家に対する巡回指導や畜産環境アドバイザーの養成などを通じ家畜排せつ物の適正な管理、畜産農家に起因する悪臭の改善を図ります。			
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-d	食品残さの有効利用の促進（やまなしエコ フィード利用促進事業）	主 体	県、市町村、 事業者、 農業者
○県内の食品工場等で排出される食品残さを家畜飼料（エコフィード）として有効利用するため、民間におけるエコフィードの生産を推進し、畜産農家におけるエコフィードを利用定着させることにより、畜産経営の安定化を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。			
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-e	使用済自動車の適正な再資源化の推進（再 掲）	主 体	県、市町村、 県民、事業者 、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-h 掲載			
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-f	プラスチックスマート推進事業（再掲）	主 体	県、市町村 県民、事業者 、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物の適正処理の推進			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-a	産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上 の推進	主 体	県、県民、 事業者
<p>○県民への産業廃棄物処理に対する啓発と、事業者への適正処理に対する意識向上のために「県民の日」記念イベントの会場での啓発活動を行います。産業廃棄物適正処理強化月間(10月)は排出事業者、処理業者を集め、発生抑制や適正処理に関する講習「甲斐の国廃棄物処理研修会」を開催します。</p> <p>また、「優良産廃処理業者認定制度」や「山梨県産廃処理業者格付け制度」を活用した適正処理の取り組みを推進するとともに、優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「廃棄物研修会」を実施します。</p>			
<p><Topics : 産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加> 産業廃棄物の適正処理の意識向上を図るため、「甲斐の国廃棄物研修会」や、「県民の日」記念イベントで啓発を図っています。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			
<p><Topics : 産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加> 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「廃棄物研修会」を実施しています。</p>			
<div style="display: flex; justify-content: center;">  </div>			

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-b	産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・ 指導の強化	主 体	県、事業者
<p>○毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施 ・ 廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施 ・ 不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など 			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-c	産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導 の実施	主 体	県、事業者
<p>○毎月定期的、又は随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-d	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の 実施（再掲）	主 体	県、市町村、 事業者
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-f 掲載			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-e	優良産廃処理業者認定制度の活用	主 体	県、事業者
<p>○産業廃棄物処理業者に対して、本県独自の「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を足がかりに、優良産廃処理業者認定制度における優良認定の取得を促します。また、排出事業者に対して、優良認定の存在を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。</p>			

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-f	山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用	主 体	県、事業者
-----------------------------------	-----------------------------	------------	--------------

○「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」により、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の資質向上、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図ります。

<Topics: 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度による格付けマーク入り許可証の交付>
格付けを受けた産業廃棄物処理業者に対して、格付けマーク入り許可証を交付します。



②事業者による適正処理や施設整備の促進

施策事業 産業廃棄物 (3)-②-a	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	主 体	県、事業者
-----------------------------------	----------------------------------	------------	--------------

- 県内に保管されているPCB廃棄物を「山梨県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に処理するため、次の事業を実施します。
- ①保管事業者の届出状況の把握や未届事業者の掘り起こし調査等の実施
 - ②県ホームページ等を通じた必要な情報提供
 - ③事業者によるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているPCB廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用を補助
 - ④処理推進に向けて処理事業者等関係機関と協議、調整
 - ⑤会社倒産等により、処理責任が不明なPCB廃棄物処理の検討と必要な制度措置を関係機関に対し要望
 - ⑥処分期間を過ぎたPCB廃棄物の保管事業者等に対する改善命令、行政代執行の実施

施策事業 産業廃棄物 (3)-②-b	農業用廃プラスチック類の適正処理の推進	主 体	県、事業者
<p>○農業用廃プラスチック類の不適正処理による、自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、県内で排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を支援します。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-c	山梨県商工業振興資金(環境対策融資)	主 体	県、事業者
<p>○県が所管する融資制度である山梨県商工業振興資金の「環境対策融資」により、事業者が環境汚染を防止するための設備やリサイクル設備、省エネルギー設備、産廃処理施設を導入するための資金について金融支援を行います。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-d	太陽光発電設備の適正処理等の推進	主 体	県、事業者
<p>○将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分について、廃棄物処理法及び平成30年に国が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」により推進していきます。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-e	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主 体	県、市町村、県民、事業者、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			
③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理			
施策事業 産業廃棄物 (3)-③-a	公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	主 体	県、市町村、事業者
<p>○県、市町村、産業界の出資により設立された(公財)山梨県環境整備事業団が整備した山梨県環境整備センターの適切な維持管理に向けて指導を行います。</p>			

(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

①産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進			
施策事業 産廃 (4)-①-a	産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	主 体	県
<p>○最終処分をほとんどを県外に依存する等の産業廃棄物処理を巡る本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を定めた「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」（平成29年3月策定）を推進するため、次の4事項に関連する事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進 II 優良な処理業者の育成 III 再生利用困難物などの再生利用の促進 IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成 			

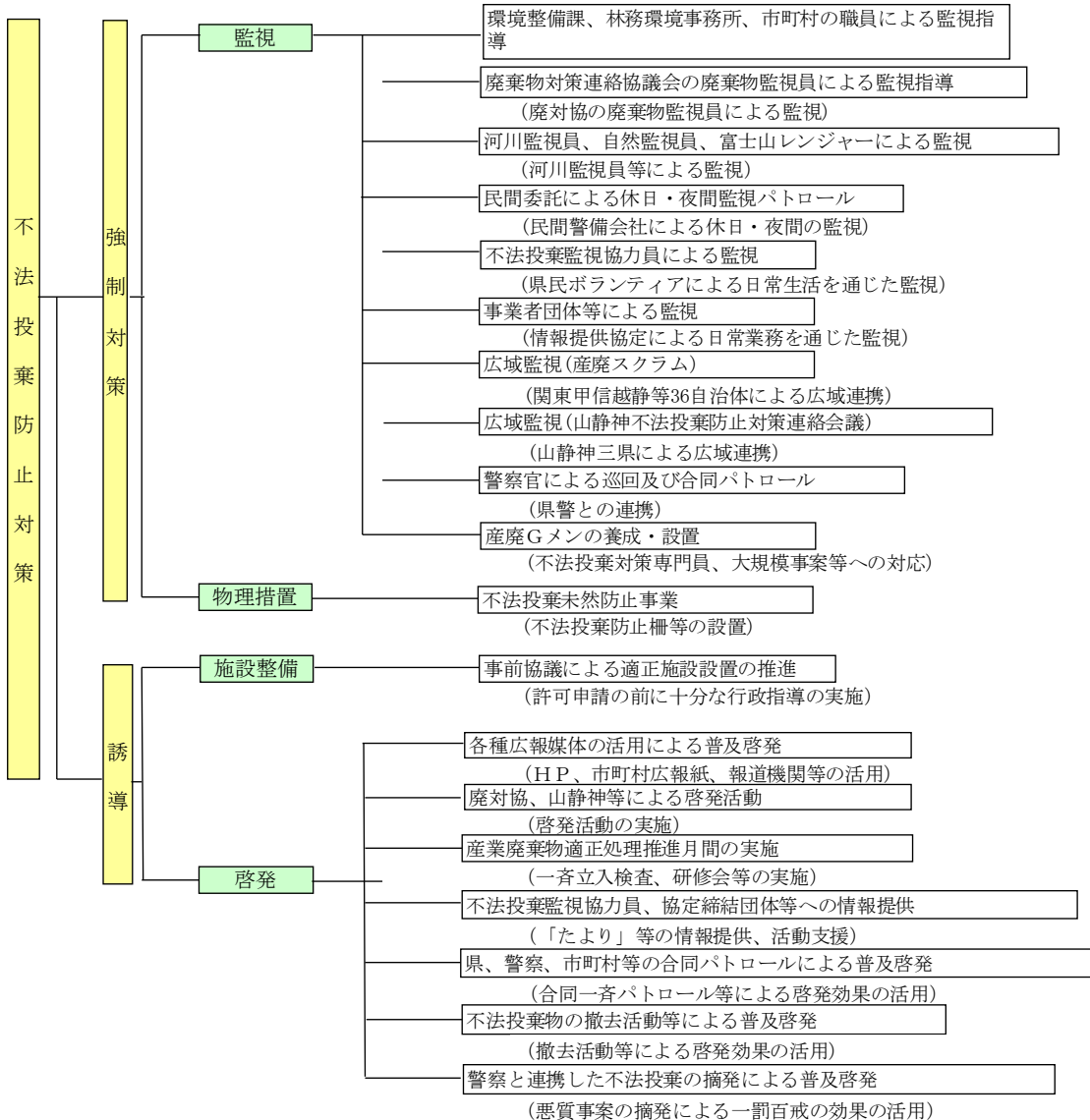
3 不法投棄対策

(1) 不法投棄防止対策の推進

①不法投棄未然防止対策の推進			
施策事業 不法投棄 (1)-①-a	不法投棄監視体制の構築・強化	主 体	県、市町村、 県民、事業者
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。</p> <p>○更に県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員等による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。</p>			

施策事業 不法投棄 (1)-①-b	不法投棄対策の広域連携	主 体	県
<p>○大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多いことから、こうした不法投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議 ・ 近隣都県市で構成する産廃スクラム36との連携協力 など 			
施策事業 不法投棄 (1)-①-c	不法投棄未然防止事業への支援	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄の未然防止のため、山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄のおそれのある場所や、不法投棄が繰り返し行われる場所に防止柵、警告看板等を設置する事業を行う市町村に対して補助を行います。</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-d	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-e	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全活動支援事業費補助金） （再掲）	主 体	県、市町村、 県民
<p style="text-align: center;">施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-f	プラスチックマート推進事業（再掲）	主 体	県、市町村、 県民、事業者、 各種団体
<p style="text-align: center;">施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d</p>			

不法投棄防止対策体系



監視業務概念図

(終日通年監視)

区分	昼間	夜間
平日	<p>不法投棄監視協力員</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">廃棄物監視員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">広域監視 (産廃スクラム等)</div> </div>	<p>県民総監視体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 10px auto;"> <p>民間委託による休日・夜間監視パトロール</p> </div>
土日 休日	<p>事業者団体等</p>	
	<p>河川監視員 富士山レンジャー</p>	
	<p>環境整備課職員 林務環境事務所職員 市町村・関係機関職員</p>	

(2) 不法投棄事案への対応

①行為者等の特定及び厳正な対処			
施策事業 不法投棄 (2)-①-a	産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置	主 体	県
○不法投棄事案等の処理解決能力を強化し、重大不法投棄事案や大規模事案に対応するため、環境整備課及び各林務環境事務所に、産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)を設置する。			
施策事業 不法投棄 (2)-①-b	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主 体	県、市町村
○不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著しい支障が懸念される場合や不法投棄の規模(主に小規模な不法投棄)等を考慮の上、土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤去を実施します。 ○悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。			
施策事業 不法投棄 (2)-①-c	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)	主 体	県
施策事業 不法投棄対策 (1)-①-d			

第8章 計画の推進

1 各主体との連携

廃棄物の発生抑制等を推進するためには県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を取りながら対策に取り組む必要があります。

このため、以下の各種協議会等において、意見交換や、情報提供を行うことにより連携を図り、各主体間の連絡調整と取り組みを推進していきます。

- ・ 市町村、一部事務組合で構成する「山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会」
- ・ 県民、事業者、行政の協働を目的に設立された「環境パートナーシップやまなし」
- ・ 事業者、民間団体、行政等で構成する「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」
- ・ 県内産業廃棄物処理業者を会員とする「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」

2 情報の収集と公表

(1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、毎年度、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

(2) 情報の公表

収集した情報等については、わかりやすく資料化し、インターネット等を活用して、広く県民や事業者、市町村に情報提供します。

3 計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画の評価を行います。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、計画に定める目標の達成に向け、年度ごとに計画の評価に基づき、施策事業の内容の見直しや市町村ごとの県の目標に対する達成状況についてわかりやすく整理して公表するなど、適切な計画の進行管理を行います。

資料編

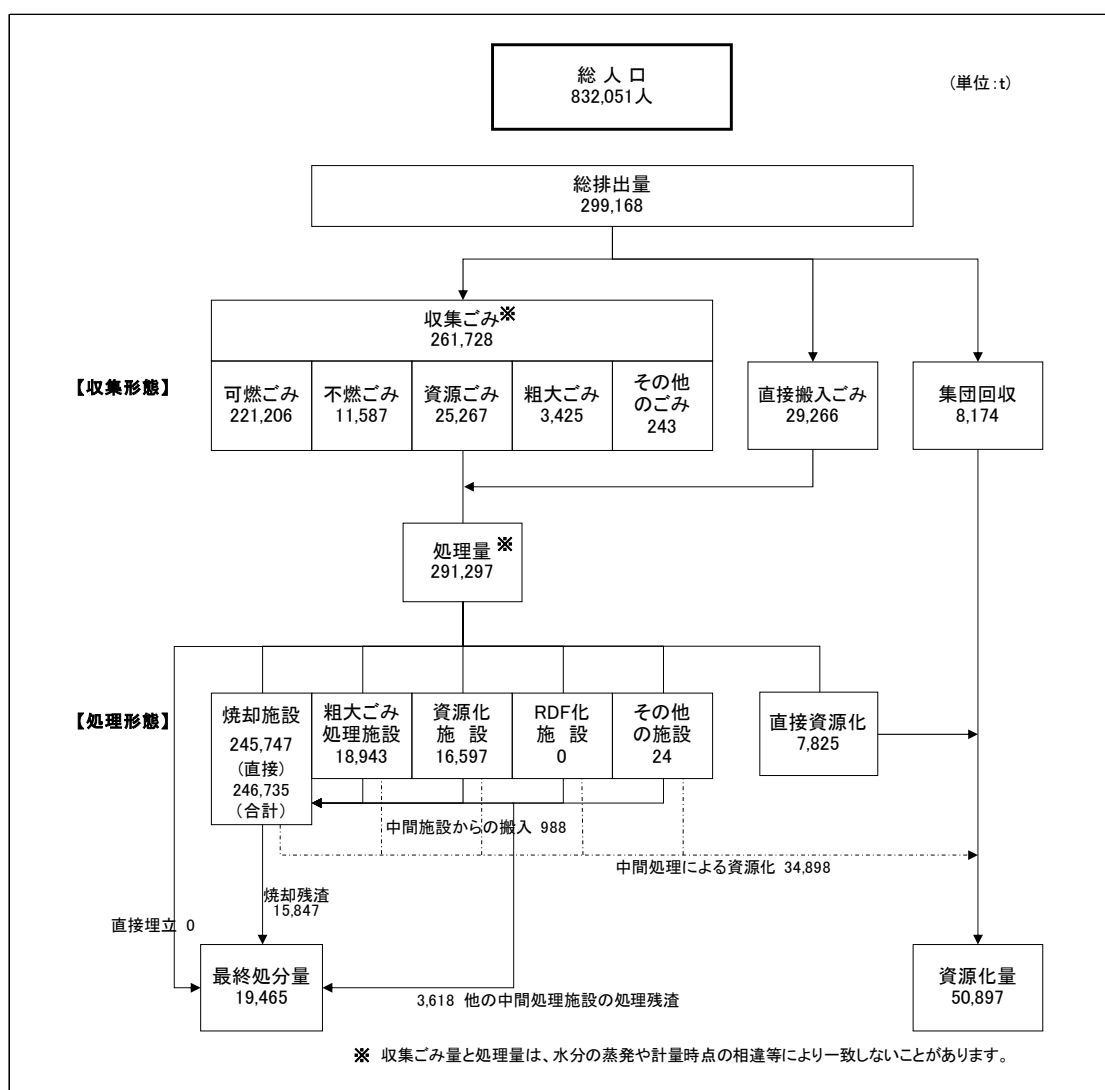
1-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 処理の流れ

平成30年度の総排出量299,168トンの内訳は、市町村等が収集したごみ(収集ごみ)が261,728トン(87.5%)、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ(直接搬入ごみ)が29,266(9.8%)トン、住民団体等により回収されたごみ(集団回収)が8,174トン(2.7%)となっています。

その後、再生事業者等で7,825トンが資源化され、中間処理で資源化された34,898トンと集団回収量8,174トンを合わせた50,897トンが再生利用され、最終的には19,465トンが最終処分されています。

処理のフロー（平成30年度）



(2)ごみ処理・維持管理費

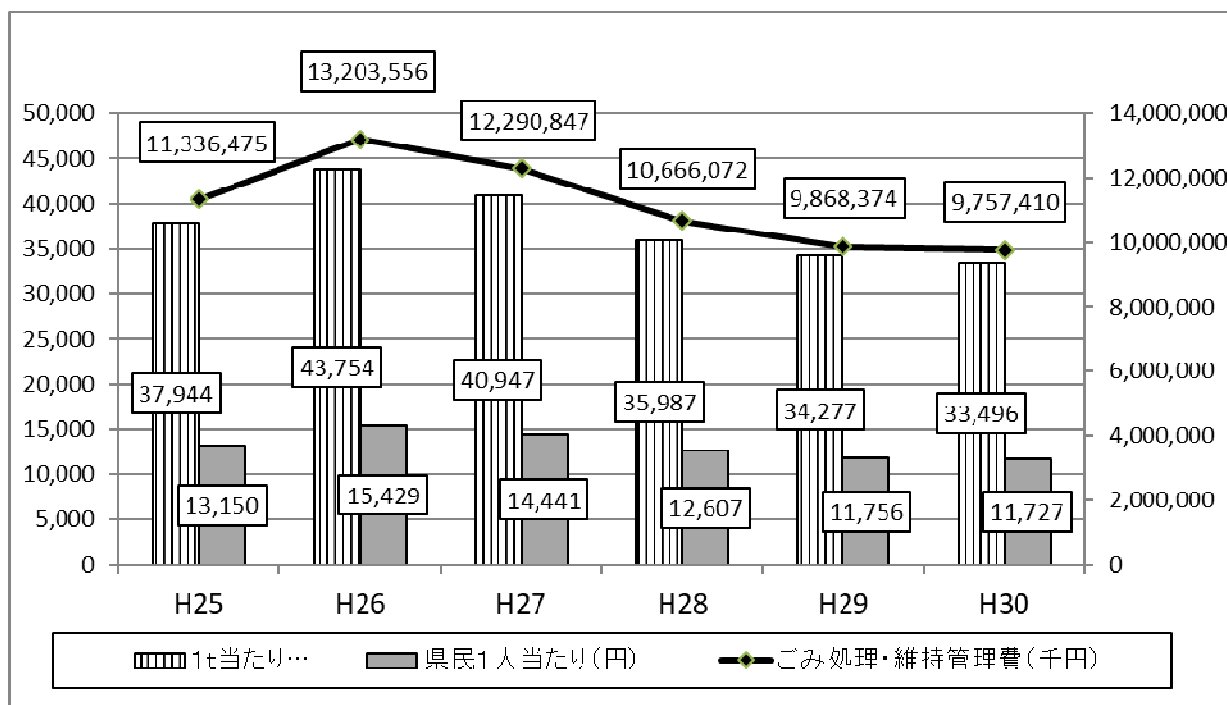
平成30年度のごみ処理・維持管理費は、9,757,410千円と平成25年度の11,336,475千円に対し13.9%減少し、1トン当たりの費用は平成30年度が33,496円であり、平成25年度の37,944円に対し11.7%の減少となっています。

また、県民1人当たりの費用も、平成30年度が11,727円と、平成25年度の13,150円に対し10.8%の減少となっています。

これは、ごみの排出量の減少に加え、ごみ処理施設の集約化に伴いランニングコストが抑制できたことが要因と思われます。

ごみ処理・維持管理費の推移

	1 t 当たり (円)	県民 1 人 当たり (円)	ごみ処理・維持管理費 (千円)
H25	37,944	13,150	11,336,475
H26	43,754	15,429	13,203,556
H27	40,947	14,441	12,290,847
H28	35,987	12,607	10,666,072
H29	34,277	11,756	9,868,374
H30	33,496	11,727	9,757,410



(3) 収集状況

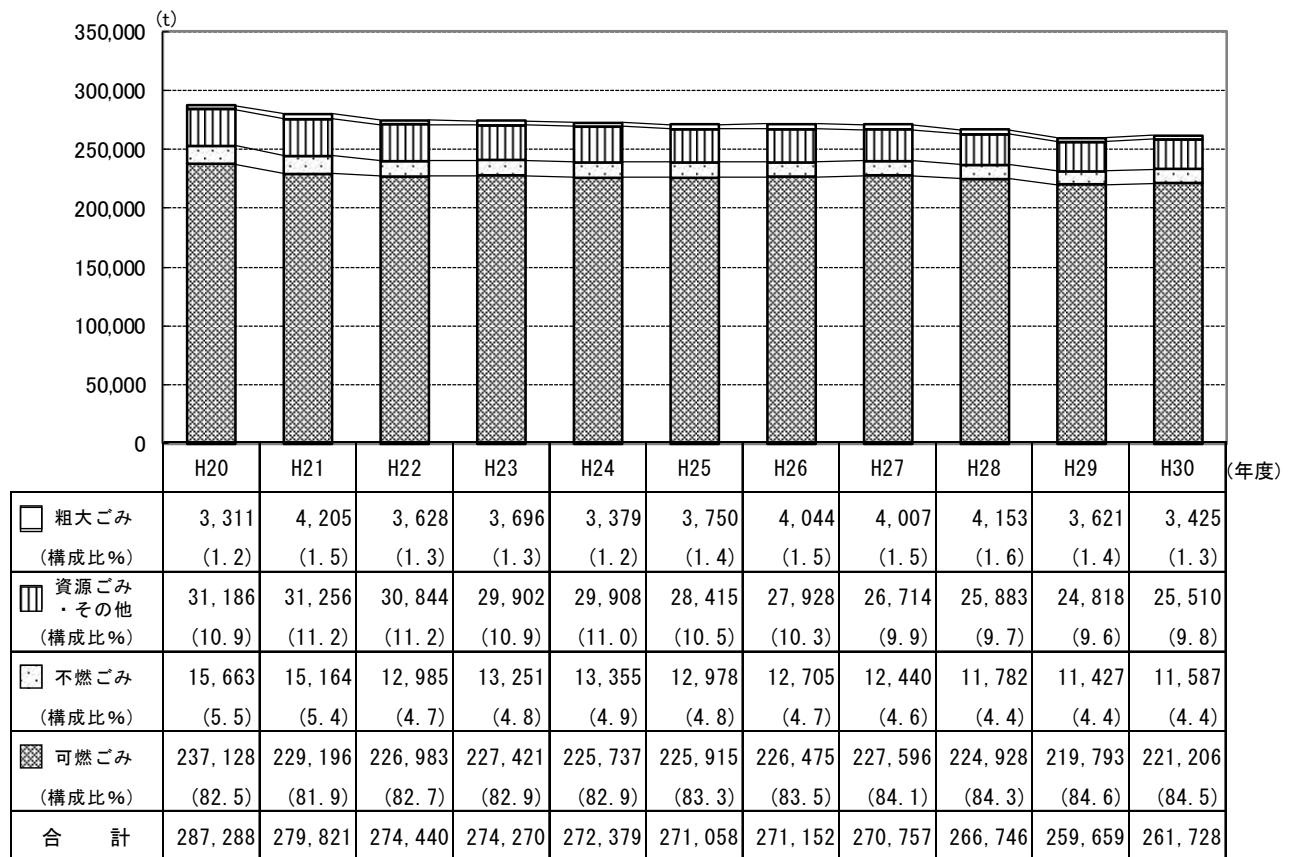
① 収集ごみの分別区分ごとの量

平成30年度の収集ごみの分別区分ごとの量は、可燃ごみが221,206トン(84.5%)であり、平成25年度の225,915トンに対し2.1%の減少となっています。

また、粗大ごみ・不燃ごみは15,012トン(5.7%)であり、平成25年度から10.3%減少しています。

更に、資源ごみ・その他の量は25,510トン(9.8%)であり、平成25年度から10.2%減少しています。

収集ごみの分別区分ごとの量の推移



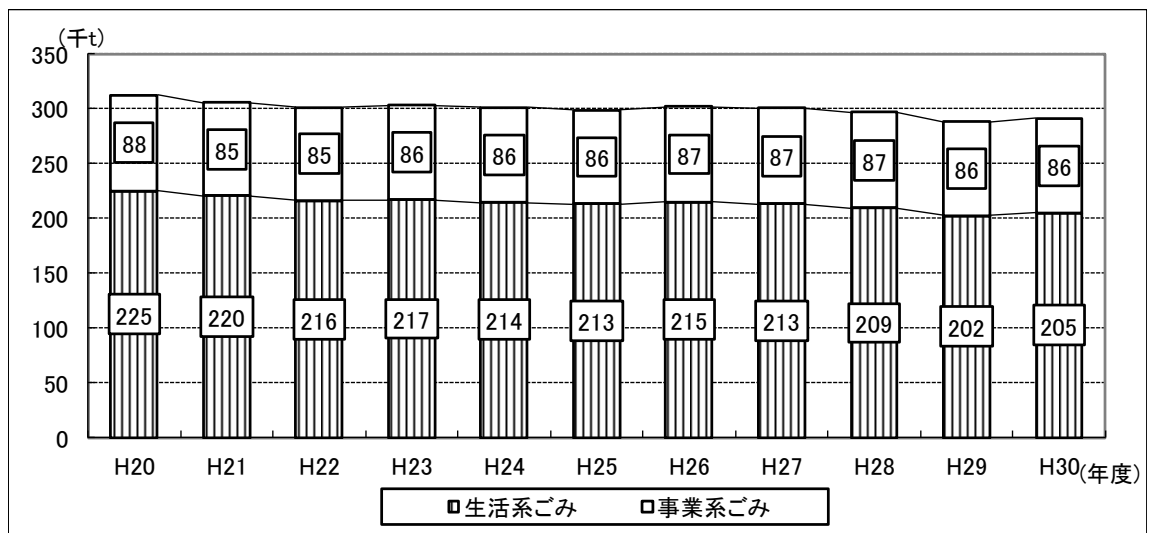
② 生活系・事業系別のごみの量

平成30年度の生活系ごみは(注28)204,553トン(70.3%)、事業系ごみ(注29)が86,441トン(29.7%)となっています。

生活系のごみ排出量は、人口減少や指定ごみ袋制度の導入が進展したこと、事業者・消費者・行政の連携によるレジ袋削減といった取り組みに加え、各市町村での生ごみ処理機の購入に対する助成やごみの分別、リサイクルなどに関する出前講座の実施といったごみ減量化への取り組みの成果により、平成30年度は平成25年度に対し3.9%の減少となっています。

事業系のごみ排出量は、定期的に搬入検査などを行っていますが、観光客数の増加などに加え、経済状況に左右される側面も大きく、平成25年度と比較すると0.5%増加しており、その削減は進んでいません。

生活系・事業系別のごみ量の推移



(注28) 生活系ごみ

家庭のごみ 但し、その量は、市町村等収集運搬量と委託業者の収集運搬量と直接搬入量の合計

(注29) 事業系ごみ

事業所のごみ 但し、その量は、許可業者収集量と直接搬入量の合計

※生活系・事業系ごみの排出量には、集団回収量（自治会など住民団体等により回収されたごみの量）は除かれている。

③ 市町村別の県民1人1日当たりの排出量

市町村別の県民1人1日当たりの排出量の推移

(g/日)

市町村名	順位	H25	順位	H26	順位	H27	順位	H28	順位	H29	順位	H30
甲府市	23	1,121	22	1,137	24	1,150	22	1,120	22	1,049	21	1,070
富士吉田市	18	964	17	976	18	984	18	978	18	969	15	990
都留市	17	963	18	978	16	972	16	961	19	987	14	970
山梨市	16	932	16	975	17	979	19	1,003	17	962	19	1,014
大月市	14	916	15	946	13	917	13	915	11	911	11	939
韮崎市	10	887	12	922	15	925	9	880	7	871	8	872
南アルプス市	5	811	5	843	5	820	3	791	3	762	3	795
北杜市	3	730	3	777	3	779	5	818	5	822	6	857
甲斐市	12	910	11	893	12	903	10	892	9	879	7	867
笛吹市	19	972	19	993	19	984	17	969	14	930	12	943
上野原市	22	1,100	21	1,132	23	1,134	24	1,144	24	1,182	23	1,146
甲州市	11	902	8	875	9	887	11	895	8	873	9	898
中央市	20	1,017	20	1,004	20	1,027	20	1,011	20	997	17	1,003
市川三郷町	9	882	10	886	6	848	6	835	6	841	5	848
早川町	4	801	6	870	7	862	7	850	12	912	18	1,013
身延町	8	881	14	925	10	891	14	916	15	937	16	1,001
南部町	2	569	2	573	2	586	1	599	1	602	1	616
富士川町	6	821	4	826	4	801	4	806	4	803	4	804
昭和町	25	1,360	24	1,273	25	1,267	25	1,228	25	1,213	24	1,212
道志村	1	504	1	542	1	569	2	607	2	636	2	700
西桂町	7	870	7	873	11	894	12	905	10	893	10	915
忍野村	21	1,039	23	1,150	22	1,129	23	1,126	23	1,109	22	1,099
山中湖村	27	2,263	27	2,344	27	2,267	27	2,343	27	2,510	27	2,491
鳴沢村	15	920	13	924	14	923	15	938	16	953	13	960
富士河口湖町	26	1,372	26	1,381	26	1,362	26	1,388	26	1,379	25	1,423
小菅村	13	916	9	884	8	883	8	862	13	912	20	1,041
丹波山村	24	1,213	25	1,370	21	1,034	21	1,048	21	1,016	26	1,444

(4)中間処理の状況

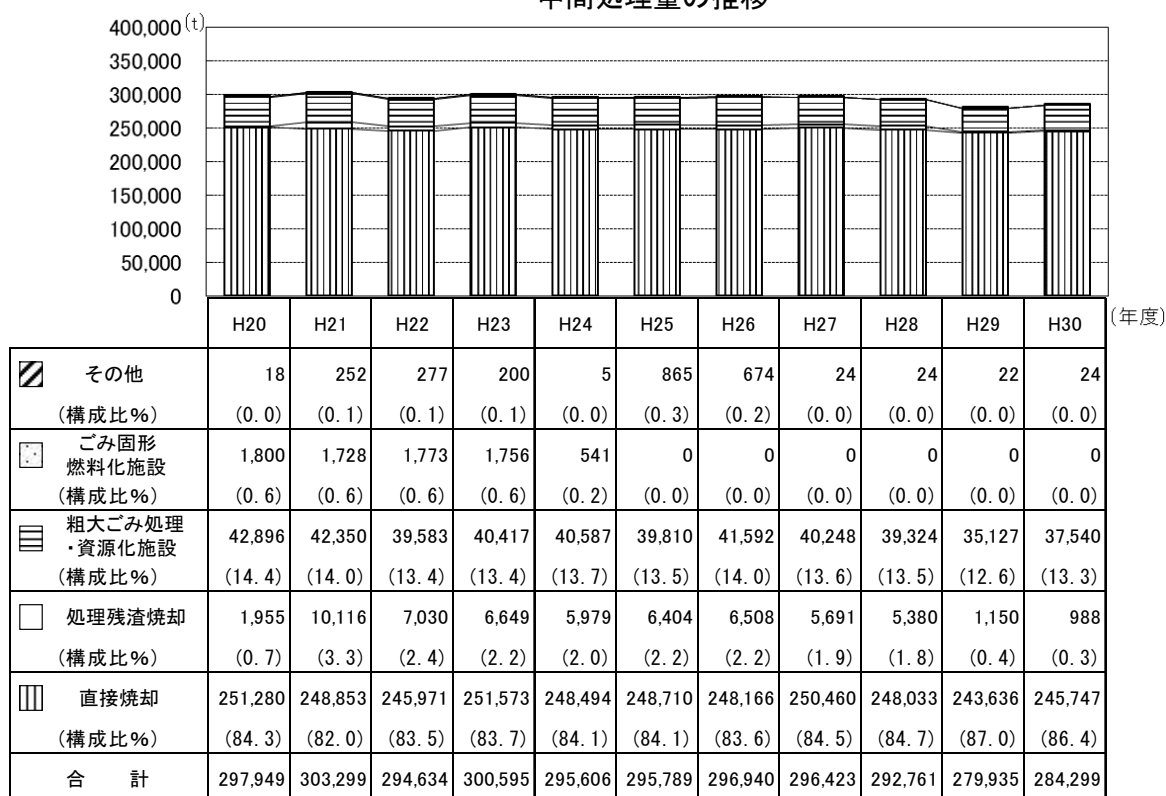
① 処理量

収集されたごみの大部分は、焼却施設などの中間処理施設で処理されています。

このうち平成30年度は、焼却施設で直接焼却されたものが245,747トンと最も多く、次に粗大ごみ処理施設・資源化施設で処理されたものが37,540トンとなっています。

なお、平成24年9月以降はごみ固形燃料化施設の閉鎖に伴い、RDF(ごみ固形燃料)の製造は行われていません。

中間処理量の推移

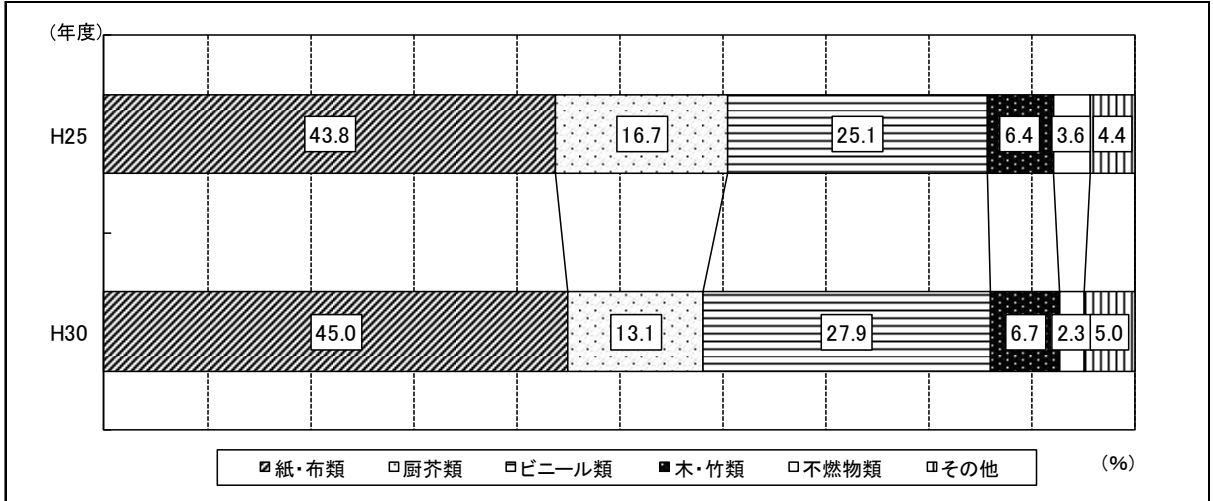


② 種類別組成

平成30年度の種類の組成は、紙・布類が45.0%と多く、以下ビニール類、厨芥類と続いています。

平成25年度と比較すると、厨芥類が減少していますが、これは食品ロス削減の浸透が要因の1つである考えられます。

ごみ焼却施設の種類の組成



(5)再生利用の状況

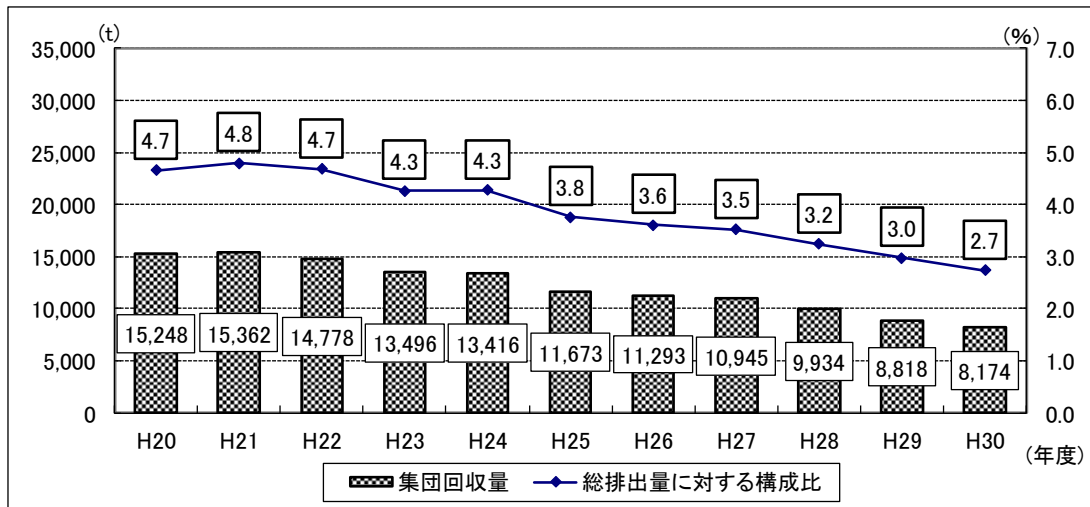
① 集団回収量の推移

市町村が処理するごみとは別に、地域の自治会やPTA等の団体による資源回収(集団回収)が行われています。

集団回収量については、平成21年度以降減少傾向にあり、平成30年度は8,174トンであり、平成25年度の11,673トンに対し30.0%減少しています。

このため総排出量に対する構成比も減少傾向にあります。

集団回収量の推移



② 容器包装廃棄物の収集状況

平成9年度に容器包装リサイクル法が施行されたことにより、県内の全市町村において分別収集計画が策定され、現在、10品目の容器包装廃棄物が分別収集の対象となっています。

平成30年度は、7市町村が10品目全ての分別収集を実施しており、ほとんどの市町村で8品目以上の収集を行っています。

平成30年度品目別分別収集実施市町村数

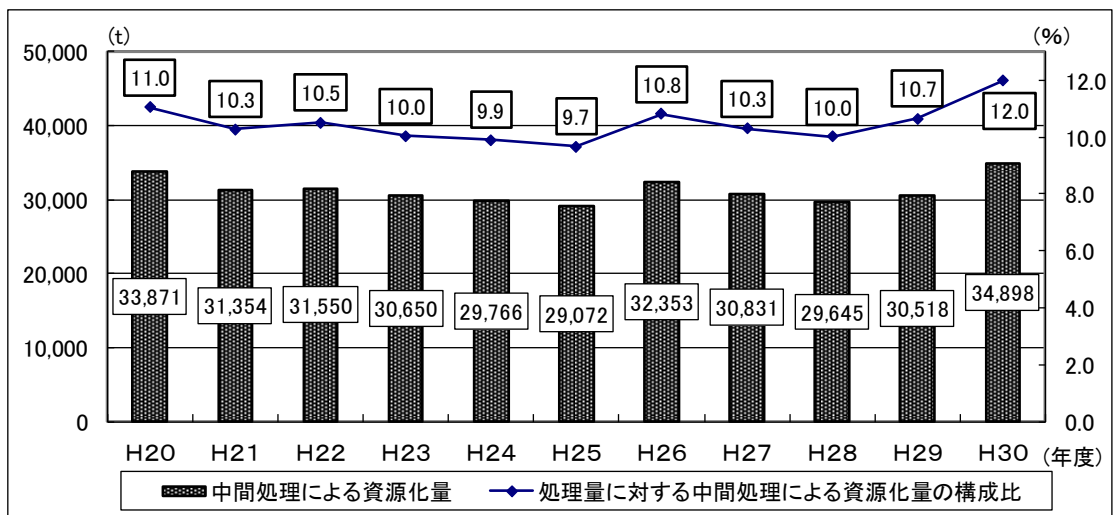
品目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製容器包装	ペットボトル
市町村数(27)	27	27	27	26	27
その他プラスチック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	10品目完全実施
24	27	27	27	25	7

③ 中間処理施設による資源化の状況

平成30年度にごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設で資源化されたごみの量は34,898トンであり、平成25年度の29,072トンに対し20.0%増加しています。

これは、甲府・峡東クリーンセンターの焼却灰を溶融スラグ化し、資源化されたことによるものです。

中間処理施設による資源化の推移



(5) 処理施設の状況

① 中間処理施設の設置状況

令和元年度末における市町村等が設置し稼働している中間処理施設は20施設となっています。内訳は、ごみ焼却施設が8施設、粗大ごみ処理施設が2施設、資源化等を行う施設が10施設となっています。

また、民間が設置した中間処理施設は80施設(産業廃棄物処理施設で処理する施設も含む)であり、内訳は、焼却施設が3施設、粗大ごみ処理施設が14施設、資源化等を行う施設が63施設となっています。

市町村等の中間処理施設の設置状況

	ごみ焼却施設					粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
	全連続			バッチ				
	ガス化 溶 融	灰溶融	流動床	ストーカー				
施設数	1	2	1	1	3	2	10	20
施設規模 (t/日)	160	274	369	270	115	45	156	1,389

民間の中間処理施設の設置状況

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
施設数	3	14	63	80
施設規模 (t/日)	103	1,874	15,530	17,507

② 最終処分場の設置状況

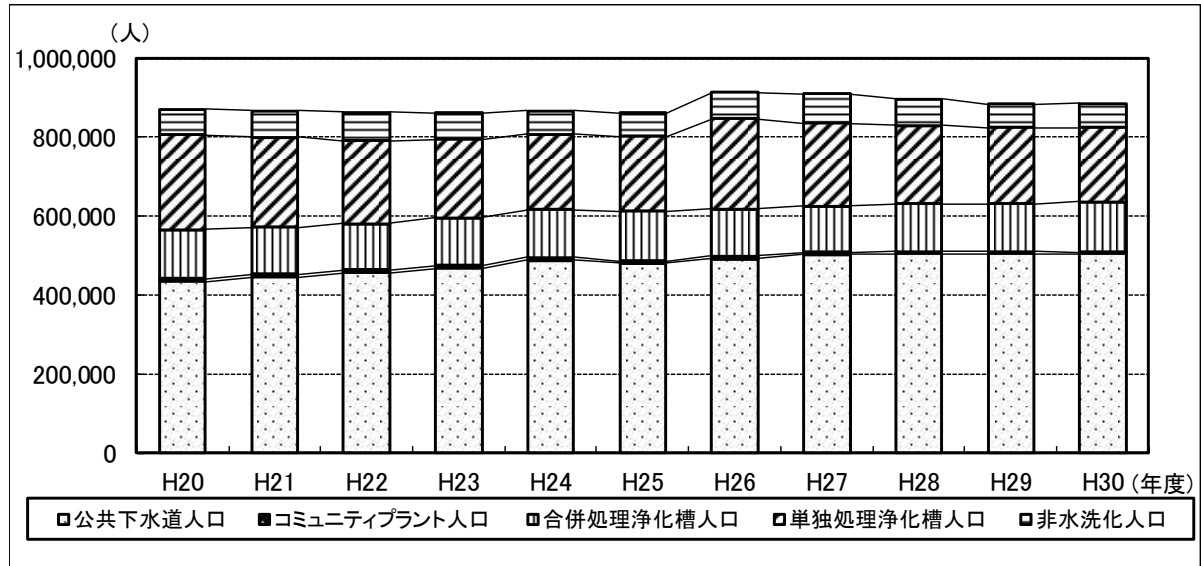
焼却残渣等を最終処分する埋立処分施設は、市町村等が設置したものが4施設(2団体)あり、1つが稼働中、3つの施設が既に埋立を終了しています。

1-2 一般廃棄物（し尿）

(1)水洗化人口の推移

平成30年度の非水洗化人口は34,815人で、平成25年度の60,606人から42.6%減少しています。

水洗化人口・非水洗化人口の推移



水洗化人口・非水洗化人口の状況

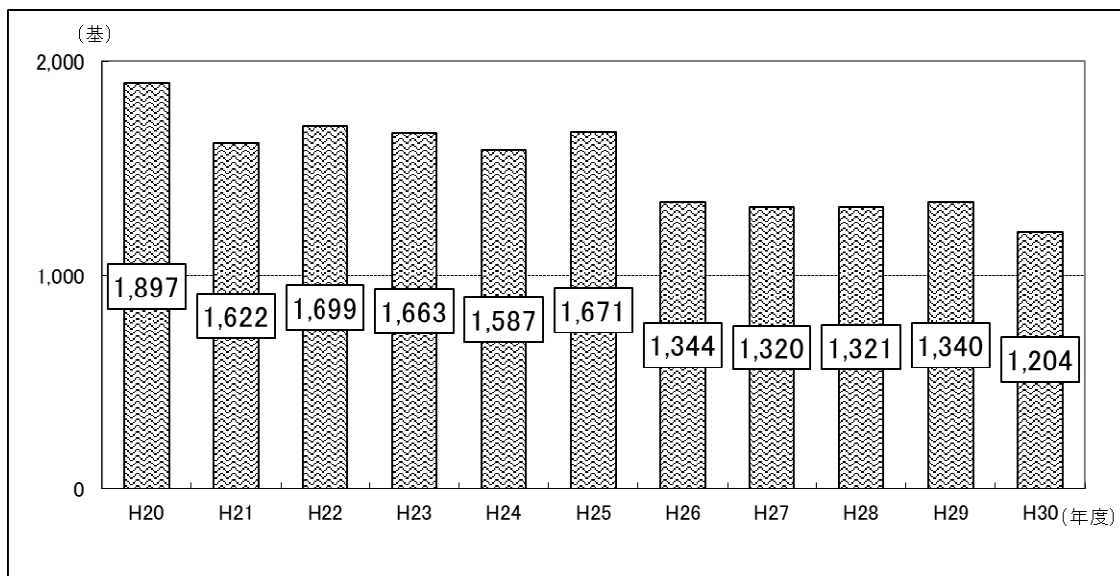
年度	計画処理 区域 内 人 口	水洗化人口						非水洗化人口		
		公共下水道 人口	コミュニ ティ プラント 人口	浄化槽人口			計	収集人口	自家処理 人口	計
				合併処理 浄化槽 人口	単独処理 浄化槽 人口	小計				
平成20年度	870,323 (100.0%)	435,641 (50.1%)	7,611 (0.9%)	124,197 (14.3%)	237,948 (27.3%)	362,145 (41.6%)	805,397 (92.5%)	64,920 (7.5%)	6 (0.0%)	64,926 (7.5%)
平成21年度	866,516 (100.0%)	445,227 (51.4%)	7,746 (0.9%)	119,844 (13.8%)	227,169 (26.2%)	347,013 (40.0%)	799,986 (92.3%)	66,524 (7.7%)	6 (0.0%)	66,530 (7.7%)
平成22年度	864,389 (100.0%)	457,787 (53.0%)	7,020 (0.8%)	115,886 (13.4%)	209,960 (24.3%)	325,846 (37.7%)	790,653 (91.5%)	73,730 (8.5%)	6 (0.0%)	73,736 (8.5%)
平成23年度	861,151 (100.0%)	468,658 (54.4%)	6,526 (0.8%)	121,402 (14.1%)	197,573 (22.9%)	318,975 (37.0%)	794,159 (92.2%)	66,986 (7.8%)	6 (0.0%)	66,992 (7.8%)
平成24年度	868,215 (100.0%)	488,782 (56.3%)	6,493 (0.7%)	120,840 (13.9%)	192,254 (22.1%)	313,094 (36.1%)	808,369 (93.1%)	59,840 (6.9%)	6 (0.0%)	59,846 (6.9%)
平成25年度	862,122 (100.0%)	480,404 (55.7%)	6,788 (0.8%)	126,737 (14.7%)	187,587 (21.8%)	314,324 (36.5%)	801,516 (93.0%)	60,606 (7.0%)	6 (0.0%)	60,606 (7.0%)
平成26年度	855,745 (100.0%)	493,234 (57.6%)	6,415 (0.7%)	127,156 (14.9%)	178,175 (20.8%)	305,331 (35.7%)	804,980 (94.1%)	50,759 (5.9%)	6 (0.0%)	50,765 (5.9%)
平成27年度	851,080 (100.0%)	503,535 (59.2%)	6,166 (0.7%)	123,777 (14.5%)	166,659 (19.6%)	290,436 (34.1%)	800,137 (94.0%)	50,937 (6.0%)	6 (0.0%)	50,943 (6.0%)
平成28年度	846,019 (100.0%)	504,763 (59.7%)	5,969 (0.7%)	124,291 (14.7%)	163,884 (19.4%)	288,175 (34.1%)	798,907 (94.4%)	47,106 (5.6%)	6 (0.0%)	47,112 (5.6%)
平成29年度	839,468 (100.0%)	505,964 (60.3%)	5,699 (0.7%)	126,005 (15.0%)	165,132 (19.7%)	291,137 (34.7%)	802,800 (95.6%)	36,662 (4.4%)	6 (0.0%)	36,668 (4.4%)
平成30年度	832,051 (100.0%)	504,966 (60.7%)	5,109 (0.6%)	126,183 (15.2%)	160,978 (19.3%)	287,161 (34.5%)	797,236 (95.8%)	34,809 (4.2%)	6 (0.0%)	34,815 (4.2%)

(2) 浄化槽の設置状況

平成30年度に新たに設置された浄化槽の新規設置基数は1,204基であり、下水道の普及により平成25年度に比べて27.9%減少しています。

なお、平成12年6月の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除され、平成13年4月から浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられています。

浄化槽の新規設置数の推移



(3) し尿処理施設等の状況

市町村等が設置しているし尿処理施設等は、し尿処理施設(注30)が12施設、汚泥再生処理センター(注31)が2施設、コミュニティプラントが7施設となっています。

し尿処理施設等の状況

	R2. 10現在		
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター	コミュニティプラント
施設数	12	2	7
施設規模	761 (kℓ/日)	39 (kℓ/日)	3,939 (m ³ /日)

(注30) し尿処理施設
収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設

(注31) 汚泥再生処理センター
し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源を回収する施設

2 産業廃棄物

(1)処理の流れ

平成30年度の総排出量(注32)から、農業から発生した廃棄物を除いた排出量は1,506千トンであり、このうち排出事業者自らの中間処理による減量化量(注33)566千トンと再生利用量(注34)222千トンを除いた搬出量は718千トンとなっています。

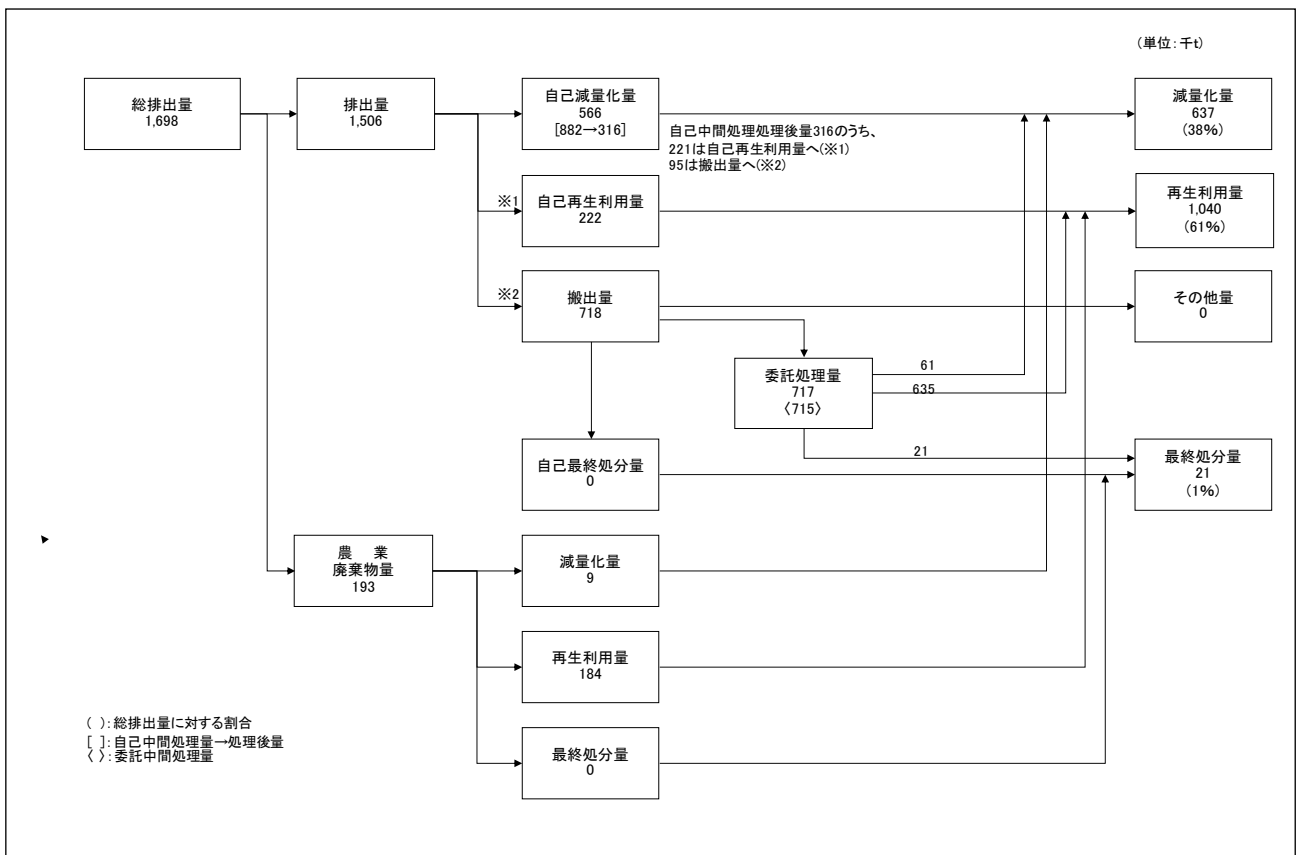
この搬出量718千トンは、自己最終処分量0千トン、委託処理量717千トン、保管等のその他量(注35)0千トンに区分されます。

委託処理量717千トンのうち、業者中間処理による減量化量が61千トン、再生利用量が635千トン、最終処分量(注36)が21千トンとなっています。

一方、農業からは動物のふん尿192千トンと廃プラスチック類0.5千トンが排出されますが、動物のふん尿は農業者によるたい肥利用や汚水施設等による浄化処理、焼却など農業分野で処理が完結しています。また、農業用廃プラスチック類はハウスなどで使用したポリ塩化ビニル等であり、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターで収集処理されています。

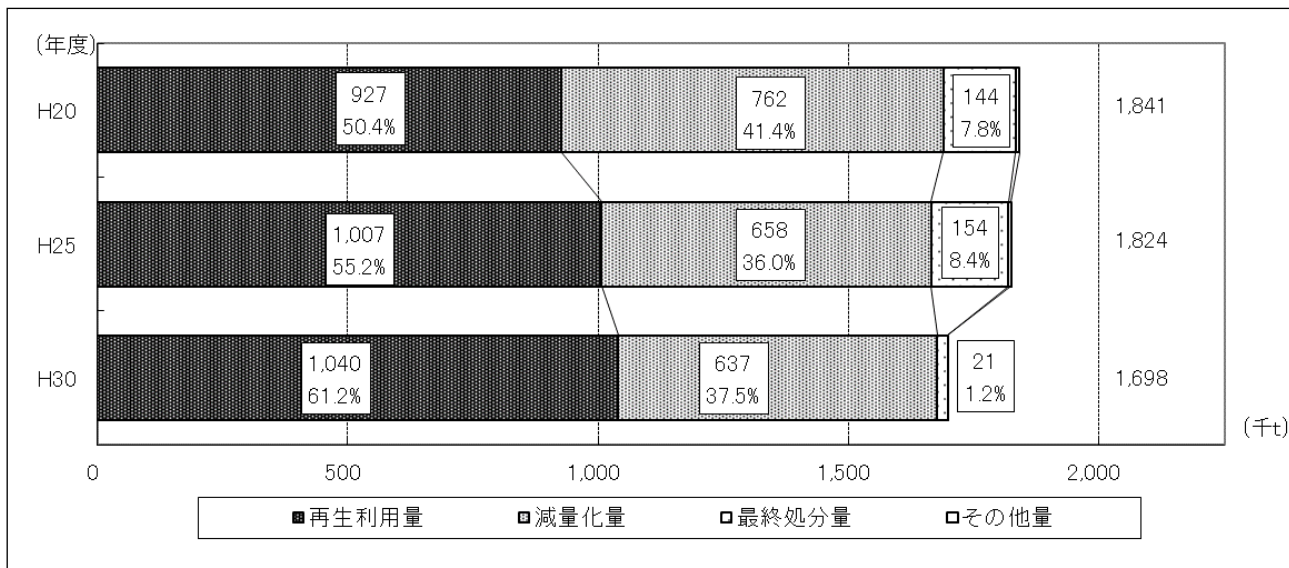
県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が1,040千トン(61%)、減量化量が637千トン(38%)、最終処分量が21千トン(1%)、その他量が0千トンとなっています。

処理のフロー（平成30年度実績）



平成25年度と比較すると、総排出量に占める割合は、再生利用量が6.0ポイント、減量化量は1.5ポイント増加した一方、最終処分量は7.2ポイントの減少となりました。

処理の推移



(注32) 総排出量
 $総排出量 = 再生利用量 + 減量化量 + 最終処分量 + その他量$

(注33) 減量化量
 中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量

(注34) 再生利用量
 排出事業者、処理事業者等で再生利用された量

(注35) その他量
 一時保管されている量など

(注36) 最終処分量
 排出事業者、処理事業者等で埋立処分された量

(2) 減量化量

① 種類別減量化量

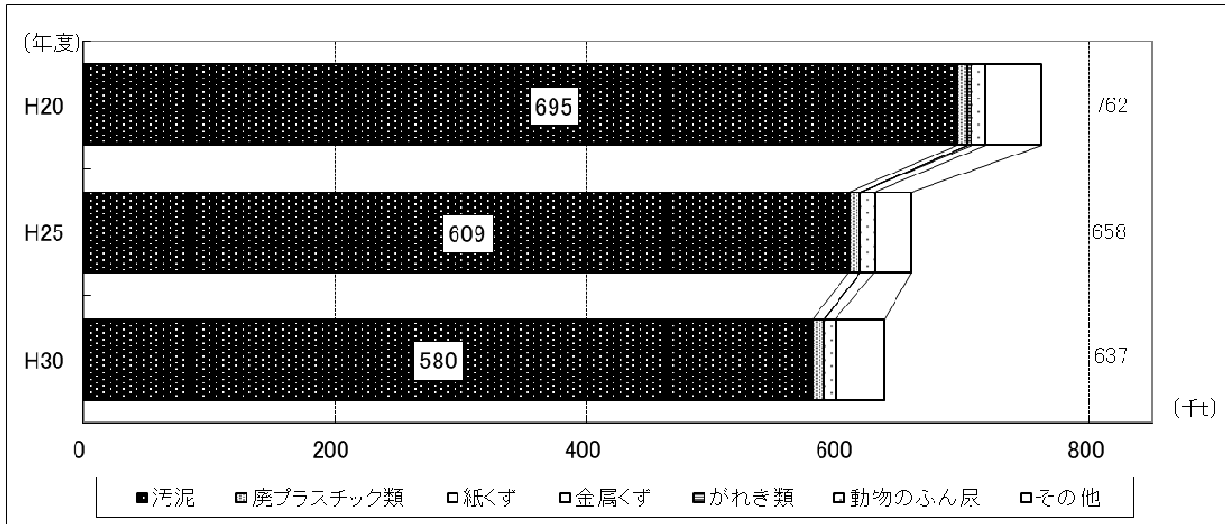
種類別の減量化量は、汚泥が580千トンで最も多く、減量化量の91.1%を占めており、以下、廃プラスチック類9千トン、動物のふん尿9千トンとなっています。

平成25年度と比較すると、減量化量全体で21千トン減少しています。

種類別減量化量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
減量化量	580	9	0	0	0	9	39	637
(減量化率)	(66.8%)	(17.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(4.7%)	(20.5%)	(37.5%)

種類別減量化量の推移



種類別減量化量の状況

	(千t)	
	H25	H30
汚泥	609	580
廃プラスチック類	9	9
紙くず	0	0
金属くず	0	0
がれき類	0	0
動物のふん尿	11	9
その他	29	39
合計	658	637

②業種別減量化量

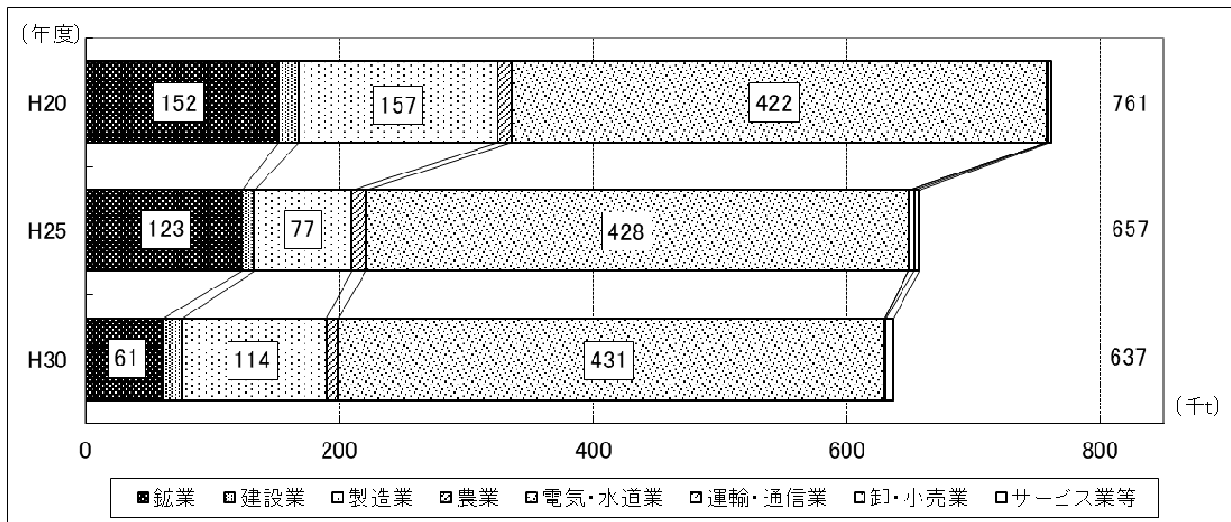
業種別の減量化量は、電気・水道業が431千トンで最も多く、以下、製造業114千トン、鉱業61千トンとなっています。

平成25年度と比較すると、電気・水道業では428千トンから431千トンへ、製造業は77千トンから114千トンへ増加しており、鉱業では123千トンから61千トンへ減少しています。

業種別減量化量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
減量化量	61	15	114	9	431	0	1	6	637
(減量化率)	(22.4%)	(2.9%)	(46.2%)	(4.7%)	(93.5%)	(0.0%)	(20.0%)	(66.7%)	(37.5%)

業種別減量化量の推移



業種別減量化量の状況

	H25	H30
鉱業	123	61
建設業	10	15
製造業	77	114
農業	11	9
電気・水道業	428	431
運輸・通信業	0	0
卸・小売業	4	1
サービス業等	4	6
合計	657	637

(3) 処理施設・処理業者の状況

①処理施設の状況

ア 中間処理施設

(ア)中間処理施設の設置許可状況

中間処理施設は120施設が設置許可を受けており、このうち木くず・がれき類の破碎施設が84施設で最も多く、次いで汚泥の脱水施設と廃プラスチック類の破碎施設が9施設と続いています。

これを設置者別に見ると、汚泥の脱水施設は事業者が設置許可を受けたものが大半であり、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、コンクリート固形化施設については全て処理業者が設置許可を受けています。

(イ)焼却施設におけるダイオキシン類削減対策

廃棄物の焼却などにより発生するダイオキシン類は、健康に対する影響が社会問題となったことから、廃棄物処理法施行令等により排ガス中のダイオキシン類濃度などの基準が強化されました。

令和元年度における排ガス中のダイオキシン類の自主測定結果は、稼働中の焼却施設54施設全てが排出ガスの排出基準に適合していました。

県は、この基準に適合できるよう、事業者に対して立入検査や改善指導を行っています。

イ 最終処分場

最終処分場は、事業者が設置許可を受けた管理型最終処分場が1施設、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場が1施設、管理型最終処分場が2施設、合計4施設が設置許可を受けています。うち、令和2年3月末現在、埋立中の施設は、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場の1施設です。

令和2年3月末現在の残余容量は、約2千 m^3 となっています。

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可数

令和元年度末現在

産業廃棄物処理施設	処理能力	設置主体		計
		事業者	処理業者	
【中間処理施設】		16	104	120
汚泥の脱水	10m ³ /日超	8	1	9
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1	1	2
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			
汚泥の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃油の油水分離	10m ³ /日超			
廃油の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超			
廃プラスチック類の破碎	5t/日超		9	9
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		3	3
木くず・がれき類の破碎	5t/日超	7	77	84
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアンの分解				
廃石綿等の熔解				
廃PCB等の焼却				
廃PCB等の分解				
PCB汚染物等の洗浄又は分離				
その他の焼却	200kg/時以上		6	6
【最終処分場】		1	3	4
安定型			1	1
管理型		1	2	3
遮断型				
【合計】		17	107	124

※ 同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設を1とします。

②処理業者の状況

ア 許可状況

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が1,956件、処分業が84件となっています。

特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が281件、処分業が7件となっています。

産業廃棄物処理業許可状況

令和元年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		1,956	718	1,238
処分業	中間処理	83	83	0
	最終処分	1	1	0

特別管理産業廃棄物処理業許可状況

令和元年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		281	57	224
処分業	中間処理	7	7	0
	最終処分	0	0	0

イ 中間処理業者の許可内容

産業廃棄物の種類ごとにおいて、産業廃棄物処分量(中間処理)の許可を取得している業者の数は、次のとおりです。

産業廃棄物

(令和元年度末現在)

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却	3
汚泥	焼却、堆肥化、分級混練、脱水等	14
廃油	焼却、油水分離等	3
廃酸	乾燥、中和等	1
廃アルカリ	乾燥、中和等	5
廃プラスチック	焼却、破砕、圧縮減容固化等	35
紙くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	25
木くず	焼却、堆肥化、破砕、圧縮減容固化等	33
繊維くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	23
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	8
ゴムくず	焼却、破砕、圧縮等	13
金属くず	破砕、圧縮、切断等	35
ガラス陶磁器くず	破砕、圧縮、切断等	46
がれき類	破砕等	44
ばいじん	混練・固化、造粒固化	2

特別管理産業廃棄物

(令和元年度末現在)

種類	処分方法	許可数
引火性廃油	焼却	1
強酸(腐食性)	中和	3
強アルカリ(腐食性)	中和、脱水	5
感染性産廃	焼却	1
有害燃え殻	混練・固化等	1
有害汚泥	混練・固化等	1
有害鉱さい	混練・固化等	1
有害ばいじん	混練・固化等	1

3 Society 5.0

AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技術を、あらゆる産業や社会に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会問題を解決することを目指す動きを指す。廃棄物の分野では、過剰在庫などによる大量廃棄の削減や食料ロスの削減等の効果が見込まれる。

